

## 武士の近代

—1890年代を中心とした金沢士族—

松 村 敏

### 目 次

- I 課題と資料
  - (1) 課題と研究動向
  - (2) 加賀藩士と士族
  - (3) 資料と分析方法
- II 全般的特徴
- III 職種別にみた武士の行方
  - (1) 商人
  - (2) 軍人
  - (3) 官吏
  - (4) 県官吏
  - (5) 市吏
  - (6) 専門職
  - (7) 金沢市上位所得者の中の士族
- IV 階層別にみた武士の行方
  - (1) 万石以上層
  - (2) 300石以上万石未満層
  - (3) 40石以上300石未満層
  - (4) 40石未満層
- V おわりに

### I 課題と資料

#### (1) 課題と研究動向

本稿は、全国有数の大藩たる加賀藩の武士が明治期にどのような行方をたどったかを、主として1890年代（ないし明治20年代）における金沢士族の職業を調査することによって、その一端を明らかにせんとする試みである。

近世の武士が近代に入ってどのような行方をたどったかは、従来から日本近代史上の大きな関心事であった。単純な士族没落論は近年では影をひそめつつあるが、さりとて明確な実証分析は依然きわめて少ない。また明治期の公務職に士族の割合が高かったとか、帝国大学や陸軍士官学校などの高等教育機関に進学した者の中に士族の割合が高かったといった点は指摘されるが、たとえばどのような階層の武士の家からどのような職業につく者が多かったかなど、武士ないし士

族一般ではなく、多少とも武士・士族層内部まで立ち入って分析したものは、なおのこと少ない。

そのような中で、若干の近年の貴重な研究としては、園田英弘ほか『士族の歴史社会学的研究』（名古屋大学出版会、1995年）があげられる。この研究では、下級武士が近代日本のリーダーになったかのような通説を批判し、富裕で教育機会を得ることが可能であった上級武士ほど、近代日本のリーダーになる割合が高かった点が示唆されている<sup>1</sup>。

加賀藩士の近代に言及したものとしては、井上好人「金沢一中卒業生からみた旧加賀藩士族の社会移動」なる貴重な労作がある<sup>2</sup>。この論文は1897～1903年における金沢第一中学校の卒業生のうちの士族について、その戸主（父）の家格や家系の履歴を明治初年の「先祖由緒並一類附帳」（以下「由緒書」）で調査し、またその卒業生の在学中の成績、進学状況、1931年時点の職業などを照合して、どのような武士の次代が学歴エリートになっていったかを議論している。結論としては、園田ほか前掲書とはやや異なって、学歴エリート輩出率が高いのは上士層だけでなく、陪臣の給人層も顕著であり、また下級武士ながら幕末維新期に登用され昇進した家など、武家社会の周縁部に位置した家が目立つことを明らかにしている。この研究は、園田ほか前掲書と同様にサンプル数が少ないのが難点ではあるが、そうである分、1件ごとに武士としての昇進状況など先祖の履歴を「由緒書」で調査し、たんに幕末維新期の武士としての静態的な地位との関連に止まらず、武士の動態的な姿と関わらせて議論しているところがとくに優れている<sup>3</sup>。

しかし管見の限り、現在のところそれ以外にはめぼしい研究はみあたらず、磯田道史はこうした研究状況を「社会学の新しい『武士・士族』研究と近世史の武家研究の対話は非常に難航している」と表現しており<sup>4</sup>、至当であるが、経済史においても「対話」の試みはきわめて乏しい。

本稿は不十分ながら、武士の階層として俸禄の多寡と知行取・切米取・扶持米取の区分で分析する。近年の研究では、武士の階層区分の基準として、俸禄などよりも、「侍・徒士・足軽以下」の3階層区分が、全国的視野で多数の藩を横断的に分析する場合に都合のよい一般的な基準になりうるとする<sup>5</sup>。本稿も本来ならばこうした基準あるいは井上前掲論文のように武士の格を基準として分析することが望ましいかもしれないが、資料上の問題ないし件数が多量に上るといふ点から知行取・切米取・扶持米取という武士の格や俸禄基準の階層区分（とくに後者）で分析し、それにより「侍・徒士・足軽以下」の3区分でみた結果を概ね推定することにする。

次に、主として1890年代（ないし明治20年代）を対象とした理由について簡単に述べておきたい。本来は、藩政期に接続する1870年代や1880年代についての士族の動向がまず検討されるべきであろうが、この時期は分析に必要な資料が少なすぎるのが決定的な障害となる。とりわけ商業者に関する多少とも網羅的なデータは1880年代までの時期はほとんどない。他方、1900年代以降は、当然ながら幕末・明治初年の藩士と世代が交代している場合がむしろ一般的になっている。1900年代以降における藩士次世代の動向を検討することも士族研究として大いに意味があるが、そもそも幕末・明治初年の武士と代の替わった士族を個別に接続させることが資料的

に難しいのである（もちろん、この問題は1890年代を対象とする場合も存在する）。

## (2) 加賀藩士と士族

明治初年に、加賀藩士は陪臣を含めて士族・卒族をあわせて約1万7千人存在したとも<sup>6</sup>、1869（明治2）年には、約7～8千人の直臣（足軽・小者を含む）、7,500人以上の陪臣をあわせ、約2万の武家人口を成していたともいわれる<sup>7</sup>。加賀藩直臣団の階層は、上から、①人持組頭（年寄衆、八家）、②人持（1千石～1万4千石）、③平士、④与力、⑤御歩、⑥御歩並、⑦足軽、⑧中間・小者、という構成であった。以下、各階層についてごく簡単に説明する。

①人持組頭の8つの家の当主は、他藩の家老にあたる年寄として藩の要職に就いた。藩末頃、いずれも1万1千石以上であり、小藩の藩主並みの禄高である。

②人持は、おおむね禄高千石以上で（千石以上がすべて人持ではない）、3千石以上の人持組は、家老職に就く資格があった。

③平士は、千石以上の者もあったが、100～500石層の知行取が多く、100石未満層や扶持米取・切米取は当然ながらかなり少ない。平士まで、すなわち①～③が、御昵近（御目見）以上の士分である。

④与力は、100石未満の知行取から最高禄高は300～350石程度であり、禄高からみると平士とかなり重なる。

⑤御歩は、禄高はおおむね40～50俵の者が多かったようである（50～64石程度の知行取の実収に相当する）。

⑥御歩並は、算用者・御祐筆・料理人・御大工など専門的な技術をもつ者、職人が多く含まれる。④～⑥が御昵近以下の士分であり、①～⑥が士分、本来の藩士である。

⑦足軽は、一般には弓鉄砲稽古など肉体労働が可能でなければならなかったが<sup>8</sup>、加賀藩の場合とくに近世後期には単純肉体労働は忌避され、書算などの事務労働や中間管理的労働に従事し、その意味で知的労働に従事することが多かった<sup>9</sup>。禄高は概ね20～35俵だった（25～44石程度の知行取の実収に相当する）。また努力すれば御歩並に昇進できた<sup>10</sup>。

これに対して⑧中間・小者は、運搬・土木人足等、肉体労働が多く、幕末頃、3両1人扶持が相場といわれ、藩直属の小者は15俵の切米が与えられたという<sup>11</sup>。ただし小者も才覚を認められ足軽に昇進する場合も、幕末維新时期には少なくなかったようである。⑦～⑧は、軽輩とされた武家奉公人であり、町人・百姓から原則として一代限りで召抱えられていた。したがって公式には世襲はできないが、実子・養子や血縁者に継がせることが多いこと、また逆に小者やその子弟などが頻繁に町方へ身分や住居を移動させていたことなどが、近年木越隆三らにより明らかにされている<sup>12</sup>。要するに、足軽・小者という武家奉公人の士分層と異なった特質は、（足軽と小者では明確な身分格差があるものの）ともに町人・百姓の世界と流動的であり、頻繁な相互移動がみられたということである<sup>13</sup>。

さて加賀藩では、江戸時代中期以降、御歩並以上の士分格の家は2,300~2,400程度あったが、幕末維新时期に急増して1869年の版籍奉還時には直参の御歩以上の士分、本来の藩士は3,607人になっており、また直属の卒（足軽）は6,246人、中間・小者は2,699人であった。さらに陪臣を加えて、金沢藩（同年、加賀藩が金沢藩に改称）は士族7,797人、卒9,703人として新政府に報告している<sup>14</sup>。この後、金沢藩は士族・卒の削減を進めたが、廃藩置県後の1872年に卒が廃止され、金沢県でも卒を士族と平民に分属させた。奥田晴樹は、旧大聖寺県を含めて1872年の金沢県士族は7,452人、卒は9,986人、計1万7,438人であったが、翌73年には士族が1万4,627人となっているところからみて、卒のうち約2,900人は平民に編入されたものと推定している<sup>15</sup>。そうすると大聖寺藩を含めて卒のうち約7,100人は士族になったと考えられ、卒の大部分が元足軽だったとみられるから（ただし陪臣は小将以上が士族となり、陪臣の歩組は足軽とともに卒とされた）、最終的に足軽の約7割は士族に、約3割は平民になり、また73年の士族1万4,627人のうち、約半数が本来の士分、残りの半数が元足軽であったということになる。

なお従来の文献の中には、加賀藩では、足軽は卒とされたのち、卒はすべて士族に編入され、したがって足軽までが士族となったとするものがあるが、誤りである<sup>16</sup>。政府は1872年1月に卒廃止に際して世襲の卒を士族に、一代限りを平民に編入することとし、金沢県でも同年11月に「官令ニ因リ従来世襲ノ卒ヲ悉ク士族ニ編籍ス」としたが<sup>17</sup>、世襲の解釈をめぐる府県によって取り扱いに差があった<sup>18</sup>。加賀藩の場合は、上記のように足軽のおよそ7割が士族になったと考えられるから、寛大な措置をとった方であろう。

1例をあげると、木越隆三「武家奉公人の社会的地位」で紹介されている上田一二三（金沢近郊の河北郡田上村百姓安兵衛の倅、1858（安政5）年に本多家の小者となり、1868年足軽に出世、1871年禄高12俵）は1869年に起きた主君本多政均暗殺事件に対し仇討ちを計画して禁固3年の刑を受けたが<sup>19</sup>、結局は、すぐ後で示す金沢市「1890年士族名簿」に中本多町四番丁在籍の士族として名を連ねていた。

### (3) 資料と分析方法

本稿では、加賀藩士の禄高は、基本的に古川脩編著『加賀藩士人別帳』上巻（1997年、以下、『藩士人別帳』と略す）によった。これは「先祖由緒并一類附帳」（以下、「先祖由緒帳」と略す）の一覧を整理したものであり<sup>20</sup>、また「先祖由緒帳」の大部分は1870年のそれであり、1万1,760人が記されている<sup>21</sup>。しかし前述のように、明治初年に加賀藩士は陪臣を含めて士族・卒をあわせて1万7千余人存在し、また1873年に金沢士族はほぼ1万4千人と推定されているから（後述）、多かれ少なかれある程度の「先祖由緒帳」が失われている。どの部分が欠落しているかは不明のため、それによる統計処理への影響は明らかにできない<sup>22</sup>。しかし士族となるべき旧家臣層の大半は網羅されているので、幕末維新时期における足軽以上層のおよその特徴はこれにより把握でき、大勢はそれが表示しているものとしよう。その禄高別人数を示すと、表I-1

表 I-1 『藩士人別帳』の俸禄制別・禄高階層別人数

知行取		切米取		扶持米取	
禄高	人数	禄高	人数	禄高	人数
10,000石以上	11				
5,000～9,999石	14	850俵	1		
2,000～4,999石	46	650俵	1	100人	1
1,000～1,999石	52	200俵	4	80人	1
500～999石	146	100～199俵	9	30～35人	2
200～499石	511	50～99俵	275	20～29人	9
100～199石	1,059	20～49俵	2,667	10～19人	101
40～99石	1,130	10～19俵	2,238	5～9人	875
40石未満	476	10俵未満	489	5人未満	1,546
計(A)	3,445	計	5,684	計	2,535
A/総計(%)	29.5	A/総計(%)	48.7	A/総計(%)	21.7

注：『藩士人別帳』記載人数 11,760（禄高記入 11,664, 禄高無記入 98）。

「A/総計」の「総計」は 11,664。

実収を異なる俸禄制で横に対応させていない。

表 I-2 『藩士人別帳』の生年別・俸禄制別人数

生年	知行取	切米取	扶持米取	禄高不明 (A)	人数計 (B)
1780-1787		2	1		3
1788-1797	11	33	14	1	59
1798-1807	99	184	68	4	355
1808-1817	342	398	194	10	944
1818-1827	530	724	334	14	1,602
1828-1837	689	1,076	394	19	2,178
1838-1847	674	1,549	572	23	2,816
1848-1857	577	1,195	524	8	2,304
1858-1867	183	239	102	6	530
1868-1874	51	56	20	1	128
計	3,156	5,456	2,223	86	10,919
平均生年	1835.8	1837.4	1837.1	1834.1	1836.8
生年不明	289	228	312	12	841
総計	3,445	5,684	2,535	98	11,760

注：1838-1847 コーホートの計が合わないのは、切米・扶持米両方の者が 2 人いるため。

のようであり、家臣団の構成を反映して足軽を含む下級者が大部分である。記されている禄高は大部分が 1870 年など明治初年のものであり、またその際の年齢も記されており、生年が算出できる。生年コーホート別・俸禄制別に示したのが表 I-2 である。大名家中では、家格の下の者ほど隠居年齢が低いことが知られており<sup>23</sup>、加賀藩でも同様と考えられるので、『藩士人別帳』作成時の明治初年頃でも、知行取の者ほど高齢者層が多く、切米取・扶持米取の者ほど 20 歳代前後の青年層が多い可能性がある。しかし表 I-2 のように、たしかにある程度その傾向が窺われるが、予想されるほどではまったくなく、平均生年も 2 年未満の差であった<sup>24</sup>。

他方、1890 年代の金沢士族名簿として、金沢市庶務課『士族授産金分配引継交名簿 明治二十四年度』（金沢市役所所蔵）なる資料を使用する。これは、資料に「明治二十三年三月一日現

表 I-3 俸禄制別実収の対応関係

知行取	切米取	扶持米取
80石～299石	63～235俵	18～64人扶持
40石～79石	32～62俵	9～17人扶持
40石未満	1～31俵	1～8人扶持

在」と記されている同市士族（戸主）1万1,257人の全名簿である（以下、「1890年士族名簿」と略す）。これはこの時点で同市に籍がある士族名簿であり、必ずしも旧加賀藩士のみでなく、他藩の旧藩士で同市へ

転入した者も含まれ、他方旧加賀藩士士族でも他地域へ転籍した者は記載されていない。他藩の旧武士がどの程度含まれていたかは不明だが、大半は旧加賀藩士とみてよからう<sup>25</sup>。またこの名簿に含まれる旧加賀藩武士は足軽以上ということになるが、すでに指摘されているように正確には士族と武士（およびその子孫）は一致しない。とくに1874年以降、士族の家から分家した者は平民となったために<sup>26</sup>、平民の中には親などが幕末維新时期まで武士だった者がある程度含まれている。まずこれら2つの資料のデータベースを作成した。

また旧禄高は、原則として『藩士人別帳』に記載の本人の禄高を採用し、本人の名が記載されずかつ父の名が判明する場合は、『藩士人別帳』で検索しそれを採用した。下級武士の場合、一家から親子兄弟の複数人で同時に奉公し俸禄を受け取る場合も少なくなく、この場合、子の禄高は一層少ないのが普通であり、実際、一家の複数人がともに『藩士人別帳』に記載され、こうした事情がわかる場合も多いのであるが、この場合も本人の禄高を採用することとした。分家の場合は、本家が上級藩士家であっても本家に比して著しく少ない禄高になるのが普通であるが、そもそも次三男が実家を継承できない場合は他の同等の地位の藩士家に養子に行く場合が多かったはずであるから<sup>27</sup>、分家はそれほど多くないと思われる。また養子で養父の禄高が不明の場合、実家の禄高を採用した場合もある。

武士の階層区分としての俸禄基準については、知行取・切米取・扶持米取の間の換算を次のように行った。加賀藩の平均免（年貢率）は39.3%であるから、たとえば知行高100石の実収は $100石 \times 0.393 = 39.3石$ （玄米）であり、加賀藩の場合、切米1俵＝玄米0.5石であるから、39.3石は切米78.6俵（ $39.3 \times 2$ ）の実収に当たる<sup>28</sup>。さらに1人扶持は1.825石（5合×365日）として<sup>29</sup>、知行高100石は21.5人扶持（ $39.3石 \div 1.825石$ ）の実収に相当する。このように換算すれば、知行高10石未満は切米1～7俵、1～2人扶持、知行高10石以上30石未満は切米8～23俵、2.5～6人扶持、知行高30石以上50石未満は切米24～39俵、6.5～10人扶持、知行高50石以上100石未満は切米40～78俵、11～21人扶持、知行高100石以上255石未満は切米79～200俵の実収に相当する（表I-3参照、同表では後の表で用いられる階層区分にあわせて俸禄制間を対照させた）。後述のように、「1890年士族名簿」記載の士族で旧禄高が判明する者の中では、切米取の最高は200俵であり、知行高255石以上の実収に相当する切米取はおらず、扶持米取の最高は20人扶持であり、知行高94石以上の実収に相当する扶持米取の者はいなかった。

次に「1890年士族名簿」に現れる士族が1890年代前後にどのような職業に従事していたかを追跡するために使用した資料について述べる。

まず商人（＝商業経営者）は、主に、1894年・95年の金沢市「商業者分賦等級別交名簿」（以下、「商業者交名簿」と略す。料理屋・飲食店・待合茶屋を含め、1894年5,801人、1895年5,680人が掲載）によった<sup>30</sup>。したがって、市外・県外で商業活動を行っていた者は把握できない。しかしこの時期に市内の商人であった者はほぼ捕捉できているものと思われる。ただし「1890年士族名簿」記載者は戸主のみだから、戸主の子弟・配偶者など家族が商業活動を行っていてもそれは捕捉できない。事実、資料を検索すると、在籍町においてやや特殊な姓の場合などにおいて、士族戸主の子弟や妻などと推定される者が「商業者交名簿」に記載されている例が少なくないことがわかる。そこで「1890年士族名簿」記載の士族と同一町で同姓異名の者を「商業者交名簿」から「推定士族」として算出した。

官吏については、文官と武官を分けて、武官として網羅的に調査可能である陸海軍将校および将校相当官を「軍人」とした。したがって武官については、本稿ではとくにことわらない限り奏任官以上の高等官を対象とし、また陸海軍関係文官は「官吏」に分類した。これら将校の調査は『陸軍現役将校同相当官実役停年名簿』（明治23年7月調、明治27年1月調）、『陸軍予備後備将校同相当官服役停年名簿』（明治23年7月調）、『海軍高等武官名簿』（明治30年6月調）、内閣官報局『職員録甲』などの資料に基づいた。当然ながら海軍より陸軍の方が圧倒的に多い。

文官である官吏のうち県官吏を別扱いし、それ以外の官吏については、内閣官報局『職員録甲』や各省職員録などで調査し、「官吏」とした。この場合の「官吏」は、基本的に本来の官吏たる判任官以上しか網羅的には調査できず、雇員や傭人などは含まない。

県官吏については、この時期の内閣官報局『職員録乙』や『石川県職員録』によってだけでなく、富山県・福井県をはじめ他府県の職員録も参照して調査した。各府県職員録には判任官以上のみならず雇や判任待遇たる巡査なども掲載されている場合があり、それらを含めて「県官吏」として可能な限り調査した。

市吏員については、金沢市役所『任免通知綴』（自明治二十三年度至明治三十年度）<sup>31</sup>により、市制施行期から1898年までにおける、書記・雇のみならず使丁・給仕等を含めて、同市吏員の任免がほぼ完全に判明する。ただし任用中に他家に養子に行き苗字が変わったり、そうでなくてもこの時期には改名することも多かったから、任用された者がいつ解雇されたか明らかでない場合もある。また他市については調査していない。

以上のように官公吏でもそれぞれカバーする範囲が異なっている点が難点であり、とくに「軍人」「官吏」などの職種間比較の際は注意する必要がある。

専門職は、医師と代言人（1893年から弁護士）くらいしか名簿が存在せず、これらについては、内務省衛生局編『日本医籍』（忠愛社、1889年）、『医師薬剤師名簿』（『石川県衛生第八次年報』附録、1893年）、山本光稼編『日本帝国代言人姓名録』（1887年）、北村勝三編『時事提要』（1889年）、林啄馨『金沢新繁昌記』（宇都宮書店、1902年）、和田文次郎編『金沢明覧』（北光社、1904年）などを参照した。専門職としてカウントした者の大部分は、この両職種である

が、若干の銀行支配人や大都市部の大企業社員など民間のホワイトカラー層も判明する限り、これに含めた。

企業家は、会社社長など企業経営者を、『日本全国商工人名録』（1892年）や上記資料などで判明する限りカウントしたが、捕捉率は高くないと思われる。

## II 全般的特徴

上記のように、1890年に金沢在籍士族は1万1,257人であった。これに対して1873年に旧大聖寺・七尾両県分を含めて石川県士族は1万4,627人であったが、奥田晴樹はこれから旧大聖寺藩士や能登士族などを除いて金沢士族は約1万4千人と推定しており、そうすると1890年までに2,750人ほど減少したことになる<sup>32</sup>。20年弱の間に約2割の減少である。しかし現実には金沢在籍のまま転出している者も少なくなかったであろうから、実際の在住士族数はもっと大きな減少率を示したはずである。

次に、1890年金沢士族1万1,257人の旧俸禄制・禄高等に関する調査結果の概要を説明しよう。表Ⅱ-1には、禄高判明者を生年コーホート別・俸禄制別に表示した。右欄に『藩士人別帳』記載の同じ生年コーホートの人数を示した。禄高・俸禄制はほぼ全的に『藩士人別帳』に依拠しているから、中ほどの「小計」欄が『藩士人別帳』記載者のうち「1890年士族名簿」から拾えた数にほぼ相当する。最右欄の「A/B」はその対応可能割合であり、当然ながら若い層ほどこの割合が高くなっている。

表Ⅱ-1のように、生年が判明する者は3,650人（32%）であり、旧禄高と生年の両方判明する者は3,318人（29%）となる。旧禄高判明者数は、知行取967人、切米取1,804人、扶持米取687人、計3,458人（31%）である。旧禄判明者の俸禄制別割合は、知行取28%、切米取52%、扶持米取20%となり、『藩士人別帳』の各30%・49%・22%と比して（表Ⅰ-1）、知行取がわずかに比率を下げているなどの差はあるものの、ほとんど変わらない。また俸禄制別の平均生年をみてもその差はきわめて小さい。

社会学者小山隆（高岡高等商業学校教授）が昭和戦前期に行った金沢士族研究によれば、とりわけ明治10年代に士族が流出した結果、松方デフレ後の金沢では、「旧藩時代に於ける平士以上の家系中、此の当時迄市内に存続せるものは、その総数の一割にも充たぬ程度であつたと云はれて居る」とし、さらに昭和初期の同市郊外野田山墓地においては<sup>33</sup>、旧藩時代平士以上の士族の墓は8割が無縁であるのに対し、100石未満の軽輩のそれは5割未満であるという。これは、軽輩の武士はもともと生活水準も比較的低くかつ他の生業に従事して生計の足しにしていたので、明治維新による生活の急激な変化を受けることが比較的少なく、維新の社会的変動は高位の者に著しいからであり、この点はじつは加賀藩に限ったことではなく、各藩にかなり共通の事実のようであるとしている<sup>34</sup>。要するに旧上層武士の方が従来の生活水準を維持できず、旧城下町から流出するのみならず縁もなくなる傾向が強いというのである。これは興味深い指摘であり、実



表Ⅱ-1 「1890年士族名簿」の生年別・旧俸禄制別人数

生年	知行取	切米取	扶持米取	小計 (A)	禄高 不明	人数計	『藩士人別 帳』(B)	A/B(%)
1791-1807	2	6	7	15	1	16	407	3.7
1808-1817	18	29	4	51		51	944	5.4
1818-1827	66	114	57	237	4	241	1,602	14.8
1828-1837	185	335	105	625	22	647	2,178	28.7
1838-1847	271	617	231	1,119	83	1,202	2,816	39.7
1848-1857	258	492	190	940	118	1,058	2,304	40.8
1858-1867	91	113	51	255	71	326	530	48.1
(1868-1874)	30	31	10	71	20	91	128	55.5
1868-1877	32	33	10	75	23	98		
1878-1884	1			1	10	11		
計	924	1,739	655	3,318	332	3,650	10,909	30.4
生年不明	43	65	32	140	7,467	7,607	841	16.7
総計	967	1,804	687	3,458	7,799	11,257	11,750	29.4
「小計」に対する 割合(%)	28.0	52.2	19.9					
平均生年	1844.4	1843.3	1843.5					

注：「計」「総計」の「A/B(%)」のAは1875-1884年生5人を含まない。

表Ⅱ-2 「1890年士族名簿」の旧俸禄制別・禄高階層別人数

知行取		切米取		扶持米取	
禄高	人数	禄高	人数	禄高	人数
10,000石以上	10				
5,000~9,999石	6				
2,000~4,999石	16				
1,000~1,999石	19				
500~999石	41				
200~499石	147	200俵	3		
100~199石	270	100~199俵	3		
40~99石	309	50~99俵	90	20人	2
		20~49俵	851	10~19人	31
40石未満	149	10~19俵	718	5~9人	230
		10俵未満	139	5人未満	424
計	967	計	1,804	計	687

際、『藩士人別帳』で100石以上知行取の実収に相当する者の割合は16.0%に対して、「1890年士族名簿」では15.0%と、若干比率が低下し、また後述のように本稿が対象とする1890年代前後でも旧上層武士ほど社会的地位の低下がみられかつ流出度が大きい節もみられるが、上記の「1890年士族名簿」の旧禄判明者の内訳などとあわせて、(転籍の手続きをしないまま他出した者の存在を考慮しても)松方デフレ後の1890年頃にすでに知行取を中心とした平士以上層が突出して没落し姿を消していったとまではいえない<sup>35</sup>。

禄高判明者の俸禄制別禄高の分布をみると(表Ⅱ-2)、もちろん切米取・扶持米取を中心に下級の者が大半である(同表では大雑把に実収高が各俸禄制間で横に対応するように示した。知行取に比して切米取・扶持米取の実収高が少ないことが明らかであろう)。

これら「1890年士族名簿」の1890年代頃(ないし明治20年代頃)における職業調査結果を

表Ⅱ-3 職種別・旧禄高別人数

禄高	人数	商人	軍人	官吏 (奏任官)	(判任官)	県官吏
1,000石以上	51	2	1	1	(1)	2
300~999石	108	5		4	(1)	5
80~299石	436	17	14	18	(8)	40
40~79石	513	25	23	16	(5)	44
40石未満	2,350	320	49	39	(10)	109
不明	7,799	664	94	120	(22)	407
計	11,257	1,033	181	198	(46)	607

注：「商人」等は、他職種との兼業者も含む。官吏・県官吏双方の歴任者は「官吏」にカウントした。

基本的に1887~96年（明治20年代）について。ただし「官吏」「県官吏」は1880年代半ば（明治10年代末）を含む。「軍人」は奏任官以上の高等官。「官吏」の残り1人は准判任・110石。

「県官吏」の「判任官」には県立中等学校教諭等の判任待遇を含む。「その他」は巡査・看守の判任待遇および雇な「県官吏」の残り1人は岩村高俊県知事（勅任官）。ただし実質は他府県士族。

「市外転出」は職業不明の市外転出者。

表Ⅱ-4 職種別・生年別人数

生年	人数	商人	軍人	官吏 (奏任官)	(判任官)	県官吏 (奏任官)		
1791-1807	15	2				1		
1808-1817	51	2						
1818-1827	240	17		2	(1)	4		
1828-1837	637	70	1	5	(2)	(3)	17	
1838-1847	1,138	136	18	24	(8)	(16)	59	(3)
1848-1857	968	122	56	22	(4)	(18)	87	(4)
1858-1867	259	18	10	18	(7)	(11)	21	
1868-1877	84	4	2	5	(2)	(3)	4	
1878-1884	11							
計	3,403	371	87	76	(24)	(51)	193	(7)
生年不明	7,854	662	94	122	(22)	(100)	414	(11)
総計	11,257	1,033	181	198	(46)	(151)	607	(18)

注：生年は基本的に『藩士人別帳』による。

「官吏」の残り1人は准判任・1827年生。

その他、表Ⅱ-3と同じ。

表Ⅱ-5 職種別・旧禄高別・生年別輩出率

禄高	商人	軍人	官吏 (奏任官)	(判任官)	県官吏
1,000石以上	3.9	2.0	2.0	(2.0)	3.9
300~999石	4.6		3.7	(0.9)	4.6
80~299石	3.9	3.2	4.1	(1.8)	9.2
40~79石	4.9	4.5	3.1	(1.0)	8.6
40石未満	13.6	2.1	1.7	(0.4)	4.6
不明	8.5	1.2	1.5	(0.3)	5.2
生年1818-1827	7.1		0.8	(0.4)	1.7
生年1828-1837	11.0	0.2	0.8	(0.3)	2.7
生年1838-1847	12.0	1.6	2.1	(0.7)	5.2
生年1848-1857	12.6	5.8	2.3	(0.4)	9.0
生年1858-1867	6.9	3.9	7.0	(2.7)	8.1
計	9.2	1.6	1.8	(0.4)	5.4

注：表Ⅱ-3と表Ⅱ-4をもとに作成。

〔1890年士族名簿〕

(奏任官)	(判任官)	(その他)	市吏	(書記以上)	(その他)	専門職	企業家	市外転出 (無職)
	(2)		2	(2)		1	3	2
(1)	(2)	(2)	3	(2)	(1)	2		7
(3)	(27)	(10)	27	(12)	(15)	16	4	16
	(36)	(8)	32	(9)	(23)	17	1	10
(3)	(65)	(41)	101	(24)	(77)	36	3	39
(11)	(265)	(130)	182	(51)	(131)	84	14	150
(18)	(397)	(191)	347	(100)	(247)	156	25	224

み,「市吏」は1898年までを含む。

ど。

〔1890年士族名簿〕

(判任官)	(その他)	市吏	(書記以上)	(その他)	専門職	企業家	市外転出 (無職)	1887~96年のお よその年齢
	(1)						1	80歳代~
(3)	(1)	2	(1)	(1)	5	1	5	70歳~80歳代
(10)	(7)	32	(5)	(27)	25		12	60歳~70歳代
(31)	(25)	66	(12)	(54)	11	2	34	50歳~60歳代
(64)	(19)	54	(29)	(25)	19	4	15	40歳~50歳代
(17)	(4)	7	(1)	(6)	9	4	4	30歳~40歳代
								20歳~30歳代
(2)	(2)				2		2	20歳代
(127)	(59)	161	(48)	(113)	71	11	73	
(270)	(132)	186	(52)	(134)	85	14	151	
(397)	(191)	347	(100)	(247)	156	25	224	

(%)〔1890年士族名簿〕

(奏任官)	(判任官)	(その他)	市吏	(書記以上)	(その他)	専門職	市外転出 (無職)
	(3.9)		3.9	(3.9)		2.0	3.9
(0.9)	(1.9)	(1.9)	2.8	(1.9)	(0.9)	1.9	6.5
(0.7)	(6.2)	(2.3)	6.2	(2.8)	(3.4)	3.9	3.7
	(7.0)	(1.6)	6.2	(1.8)	(4.5)	3.3	1.9
(1.3)	(2.8)	(1.7)	4.3	(1.0)	(3.3)	1.6	1.7
(0.1)	(3.4)	(1.7)	2.3	(0.7)	(1.7)	1.1	1.9
	(1.3)	(0.4)	0.8	(0.4)	(0.4)	2.1	2.1
	(1.7)	(1.1)	5.0	(0.8)	(4.2)	3.9	1.9
(0.3)	(2.7)	(2.2)	5.8	(1.1)	(4.7)	1.0	3.0
(0.4)	(6.6)	(2.0)	5.6	(3.0)	(2.6)	2.0	1.5
	(6.6)	(1.5)	2.7	(0.4)	(2.3)	3.5	1.5
(0.2)	(3.5)	(1.7)	3.1	(0.9)	(2.2)	1.4	2.0

表Ⅱ-6 県外・市外転出先  
〔1890年士族名簿〕

府県(郡)	職業不明	全	
	人数	人数	
北海道	48	49	
富山	38	43	
東京	38	39	
神奈川	7	8	
京都	7	8	
大阪	4	4	
愛知	3	4	
福井	2	3	
長野	2	2	
兵庫	1	1	
新潟	1	1	
埼玉	1	1	
滋賀	1	1	
徳島	1	1	
広島		1	
沖縄		1	
県外計	154	167	
石川県	計	70	81
	能美	25	27
	石川	18	19
	河北	10	15
	江沼	5	6
	羽咋	5	5
	鹿島	4	4
	鳳至	2	3
	珠洲	1	2
総計	224	248	

注：北海道・屯田兵も「職業不明」として  
いる。

料』第4巻、第5巻により、判明する程度存在するし、「官吏」などには著名人も少なくないのでその場合生年は自ずと判明する。しかしそうしたデータを導入すると、輩出率算出や職種間の比較等には適当でなくなってしまうので、あえて各職種につき同一基準の表を作成した。

高齢者の場合、実際には子が襲名して、先代の生年が表示されている場合もあろうが、77歳でも第四高等学校教授を務めているようなケース（高橋富兄の例、表では「官吏」に分類）もあるから、同表の上位（高齢）の者を次代の襲名者と一概に決めつけるわけにもいかない。

また「1890年士族名簿」には、名簿の氏名欄に附箋が付けられ、たとえば「長町一番丁三十番地へ転ス」とか「北海道厚岸郡太田村三百六十九番地へ転ス」などと市内外に転出した記載があるものが1,857人いる<sup>38</sup>。そのうち473人は日付（または月）も記されており、記された日付は1人（1889年3月）を除いて、この名簿が作成された1890年3月以降翌91年5月までである（この名簿は前述のように1890年3月1日現在として作成）。転出先は248人が市外・県外であり（表Ⅱ-6）、大部分は市内への転出であった。この転出は、個別の内容からみて、実際の転

旧禄高別に表示したものが表Ⅱ-3、職種別人数を生年別に  
表示したのが表Ⅱ-4である。これらの職業のうち、企業  
家以外の職種の捕捉率はかなり高いと思われる。ただし専  
門職は前述のようにほとんどが医師・代言人（1893年以  
降は弁護士）である。また軍人（将校および将校相当官）  
は他の職種より比較的早く現役を退職する者が多い可能性  
があるが、ここでは予備役・後備役も含み、他方官吏でも  
早川千吉郎（のち三井財閥幹部）や小倉正恒（のち住友財  
閥幹部）などのように若くして早々と退官・転職する場合  
も稀ではなく、県官吏・市吏等でも同様である<sup>36</sup>。しかし  
商人等の自営業は比較的高齢でも従事し続ける場合も多い  
から、分析に当たっては年齢をコントロールする必要がある  
場合もあろう。

表Ⅱ-4は、「商人」の生年がほぼ『藩士人別帳』の禄高  
と年齢の記載によるので、「軍人」以下も「商人」と同様  
に基本的に『藩士人別帳』で判明した生年に基づいて作成  
し、それと表Ⅱ-3をもとにそれぞれの層の全人数を分母  
とする輩出率を示したのが表Ⅱ-5である<sup>37</sup>。じつは、将校  
や医師の生年はそれらの名簿資料から判明する。とくに表  
Ⅱ-4の「軍人」181名のほとんどすべての者の生年がわ  
かっている。また「官吏」「県官吏」「市吏」も『石川県史

居でも「寄留届」でもなく戸籍の移動であり、日付は転籍届日のようである。たとえば石黒五十二（内務省技師・工学博士）や早川千吉郎などはこの頃官吏として東京在住であり、この名簿では1891年に市内の別住所に転じている。他方、県外転出先として最多の北海道への転出の約半数は道東厚岸郡（太田村）に「屯田兵ニ転ス」などと記されたものだったが、実際石川県から1890年にこの地域に多くの屯田兵移住が行われていた<sup>39</sup>。直ちには転籍手続きをせずに市外県外に転居する場合も多いことを考えると、実際にはこれを上回る数が転出している可能性もあるが、それにしてもこの頃の士族の激しい移動の一端が垣間見え、市内においても流動性の高い様子が窺われる。附箋の記載はこの時期の実際の転出を正確に表示したものでは到底ありえないが、移動の一つの傾向を示すものとして扱うことにしたい。表Ⅱ-3以下の最右欄「市外転出（無職）」は、この記載のうち市外転出者でかつ1890年代頃の職業が不詳の人数である<sup>40</sup>。

さて職種ごとの輩出率の大雑把な特徴をまず指摘すると（表Ⅱ-5）、商人（商業経営者）の輩出率が9.2%、つまり士族戸主の少なくとも1割程度は1890年代に商人になっていた。とくに、調査時点で概ね30歳代～60歳代にあたる1828～57年出生の10年毎の3コーホートはいずれも11～12%程度であり、予想通り他職種より年齢層別の輩出率の変化が乏しい。1890年代に概ね20歳代～30歳代の生年1858～67コーホートの商人輩出率が6.9%と低いのは、商業に従事していても見習い時代でまだ独立していない者が多いことを反映している。

官公吏・軍人という公務職の輩出率を単純に合計すると11.9%であり、やはり士族戸主の少なくとも1割強が1890年代頃に公務職に就いていた。ただしこの場合は年齢層によって大きく異なることが表Ⅱ-5に示されている（より詳しくは次節参照）。公務職全体の輩出率は、概ね40歳代～50歳代の1838～47年出生コーホートでは14.7%、30歳代～40歳代の1848～57年出生コーホートでは22.7%、20歳代～30歳代の1858～67年出生コーホートでは21.7%と高まっている。しかも公務職すべてをカバーしているわけではないし、最も多い県官吏のうち石川・富山両県の職員録に巡査が記載されていないという問題もあり、市吏はこれもある程度存在したはずの小学校教員が含まれていない。したがってこれら脱落している公務職者を含めると、それらの職種および公務職総従事者数とその輩出率はさらに上昇するはずである<sup>41</sup>。

次に、職種により年齢構成がかなり異なるから、表Ⅱ-5の禄高層別の輩出率は年齢（層）をコントロールして検討する必要がある。そこで1890年代において中核的な年齢層でありかつ母数が1,000前後ある生年1838-47と1848-57の2つのコーホートについて禄高層別実数と輩出率を、表Ⅱ-7～10に示した。両コーホートとも禄高上層は実数が少なくやや評価を下しにくい。まず商人は中上層もある程度出しているが、やはり最下層の40石未満の輩出率が突出して高い。軍人・官吏・県官吏・市吏はいずれも最下層が実数では最も多いが、輩出率の高いのは最下層ではなく、もう少し上の40～299石層、大雑把に言って中級武士層であった。そして軍人・官吏より県官吏・市吏の方がより上層まで輩出率を上げているが（その解釈は後述）、1848-57コーホートの市吏を除いて最上層が輩出率も最も高いというわけではない。これらの点はじつは

表Ⅱ-7 職種別・旧俸禄制別人数 (「1890年士族名簿」, 1838-1847生)

禄高	人数	商人	軍人	官吏	県官吏	市吏	専門職	企業家	市外転出 (無職)
1,000石以上	18	2			1			1	1
300~999石	32	2			1	1			6
80~299石	126	7	3		13	15	2		8
40~79石	156	11	3	5(2)	15(2)	8	3		5
40石未満	787	110	12	19(6)	29(1)	42	6	1	13
不明	19	4							1
計	1,138	136	18	24(8)	59(3)	66	11	2	34

注：( ) は奏任官。

表Ⅱ-8 職種別・旧俸禄制別人数 (「1890年士族名簿」, 1848-1857生)

禄高	人数	商人	軍人	官吏	県官吏	市吏	専門職	企業家	市外転出 (無職)
1,000石以上	11					2		1	
300~999石	26	2		2	3(1)	2	1		
80~299石	118	5	10	6(3)	19(1)	6	5	2	3
40~79石	125	5	18	6	13	9	5		2
40石未満	660	103	28	8(1)	52(2)	35	8	1	10
不明	28	7							
計	968	122	56	22(4)	87(4)	54	19	4	15

注：前表と同じ。

表Ⅱ-9 職種別・旧俸禄制別輩出率 (%) (「1890年士族名簿」, 1838-1847生)

禄高	商人	軍人	官吏	県官吏	市吏	専門職	市外転出 (無職)
1,000石以上	11.1			5.6			5.6
300~999石	6.3			3.1	3.1		18.8
80~299石	5.6	2.4		10.3	11.9	1.6	6.4
40~79石	7.1	1.9	3.2(1.3)	9.6(1.3)	5.1	1.9	3.2
40石未満	14.0	1.5	2.4(0.8)	3.7(0.1)	5.3	0.8	1.7
計	12.0	1.6	2.1(0.7)	5.2(0.3)	5.8	1.0	3.0

注：前表と同じ。

表Ⅱ-10 職種別・旧俸禄制別輩出率 (%) (「1890年士族名簿」, 1848-1857生)

禄高	商人	軍人	官吏	県官吏	市吏	専門職	市外転出 (無職)
1,000石以上					18.2		
300~999石	7.7		7.7	11.5(3.8)	7.7	3.8	
80~299石	4.2	8.5	5.1(2.5)	16.1(0.8)	5.1	4.2	2.5
40~79石	4.0	14.4	4.8	10.4	7.2	4.0	1.6
40石未満	15.6	4.2	1.2(0.2)	7.9(0.3)	5.3	1.2	1.5
計	12.6	5.8	2.3(0.4)	9.0(0.4)	5.6	2.0	1.5

注：前表と同じ。

年齢をコントロールしない全数での輩出率（表Ⅱ-5）とほとんど変わらなかった（さらに軍人・官吏等の年齢を前述の『石川県史料』など他資料から得て算出した輩出率も同様であった）。官吏・県官吏・市吏は奏任官・判任官など階級・身分別にみても、また職種を横断して奏任官・判任官別に集計しても、サンプル数が少ないところは別として、全体として中層の輩出率が相対的に高いという点は同様であった。

軍人（将校）はともかく、官吏・県官吏などは、判任官以下も含むからすべての者がエリートとはいえないが、奏任官以上の高等官についても全体の特徴とほぼ同様だったことから次のような点が結論できる。冒頭でふれた下級武士が近代日本のリーダーになったという説は、実数からみればそれなりの根拠はある。しかしどの層から文官や将校などのエリートが最も出やすかったかという点では、下級武士層ではなく、40～300石程度の中級武士層であった。300石以上の上級武士層においては、逆にこのような人材の出方は（むろん皆無ではないが）実数はもちろん輩出率も、その下の中級武士層よりは低水準であった。前掲の園田ほか『士族の歴史社会学的研究』は、丹波篠山藩の事例などから、富裕で中等・高等教育を受ける機会があった上級武士ほど、近代セクターの高いポストに到達していたという見通しを示しているが、そこで示されている上級武士層の禄高レベルは大藩の加賀藩では中級武士レベルであった。その点では本稿の分析と矛盾しないのであるが、あえていえば、園田らの研究はサンプルがあまりに少なすぎることで、小藩の事例に基づいていることの制約を受けているように思われる。

なお「市外転出（無職）」の禄高層別輩出率は、全数で見ると（表Ⅱ-5）、千石以上は次の層より低い、全体として80石以上の平士の方が下級武士より高く、最下層40石未満が最も低いという興味深い特徴を示している。これは1890～91年というごく限られた時期の転籍数であるが、前述の小山隆説と符合するものである。また同表の生年コーホート別にみても一定の傾向をもっておらず、表Ⅱ-9～10の生年1838-47と1848-57のコーホート別に禄高層別輩出率をみても、下層より中層の方が高い<sup>42</sup>。

次節では、職種ごとによどのような特徴がみられたかについて、より立ち入った検討を行う。

### Ⅲ 職種別にみた武士の行方

#### (1) 商人

前述のように、1894・95年頃に市内の商業経営主士族は約1千人であった。在籍士族戸主は1890年の11,257人に対して1898年は9,471人（同市在籍全戸主中33%）であったから<sup>43</sup>、1894・95年頃の士族戸主は約1万人程度と推定される。したがって、士族世帯の約1割は商業経営を行っており、全商業（経営）者（1894年5,801人、1895年5,680人）の少なくとも2割程度は士族、つまり市内約5～6千軒の商店のうち約1千軒は士族経営の店だったのである<sup>44</sup>。市全体より商業界における士族の割合はやはり若干低い、商業界が旧武士階級の重要な受け入れ先だったといえる。前述のように藩政期でも足軽等下級武士の子弟、妻、血縁者等が商

表Ⅲ-1 商業者の中の士族

等級	商業者数と士族数								士族割合			
	1894年				1895年				1894年		1895年	
	商業者計 (A)	士族 (B)	推定士族 (C)	B+C	商業者計 (A)	士族 (B)	推定士族 (C)	B+C	B/A (%)	(B+C)/A (%)	B/A (%)	(B+C)/A (%)
1~5	136	5	1	6	126	5	1	6	3.7	4.4	4.0	4.8
6~10	456	50	22	72	550	62	22	84	11.0	15.8	11.3	15.3
11~15	1,413	232	65	297	1,318	210	60	270	16.4	21.0	15.9	20.5
16~20	2,171	417	139	556	2,049	392	118	510	19.2	25.6	19.1	24.9
21~25	1,277	234	110	344	1,287	232	99	331	18.3	26.9	18.0	25.7
計	5,453	938	337	1,275	5,330	901	300	1,201	17.2	23.4	16.9	22.5

注：商業税賦課の商業者（飲食店・料理屋などは含まない）。「推定士族」については本文参照。

業に従事することはありえたが、廃藩後かなり多数の武士が商業活動に参入した。そして明治初年から1890年代まで同市の人口は減少傾向にあったから、明治維新による武士階級解体と職業選択自由化による参入はこの旧城下町商業界に相当な競争激化をもたらしたはずである。

士族の商業経営規模をみると、最上層には少なく、大部分は中小規模であり、また中下層ほど商業者に占める割合も高い（表Ⅲ-1）。商業税賦課等級1~10等では、せいぜい士族割合は10%台であるが、16~25等では推定士族まで含めると士族割合は25%前後になっている。

1894年における商業税賦課等級1~5等という最上層の5人は、谷村庄平（3等・横安江町・古道具商・旧禄高20俵・1835年生）、谷口吉太郎（4等・片町・陶器商・同18俵・1840年生）、駒沢友吉郎（4等・六枚町・米商・禄高生年不明）・新保知政（4等・岩根町・米俵商・同20俵・1849年生）、太田佐太郎（4等・笠市町・菅笠商・禄高生年不明）であり、判明する限り、年齢はおおよそ45~60歳、切米取の旧最下層武士であり、足軽層だったと推定される。すぐ述べるように1894・95年「商業者交名簿」に現れる士族商人は若干の旧上中級武士も存在したとはいえ大半は旧下級武士であり、より上級の旧武士がより大規模な商業を営むといった経営規模と旧禄高の相関関係はほとんどなかった<sup>45</sup>。すなわち大雑把に言えば、武士階級の解体以降、旧下級武士を主体として多くが商業に参入し、おそらく頻繁な開廃業を伴いつつ、一部の者は比較的短期間で上昇し有力商人になるなど、各層に浸透していった。これは旧武士階級の商業者への比較的スムーズな移行と評価してよいかもしれない。

この士族商人のうち旧禄高が判明する者は369人で、うち40石相当未満が320人（87%）、50石相当未満が330人（89%）と、下級武士が大部分を占めた（表Ⅱ-3）。俸禄制別では、切米取と扶持米取で86%を占めており、知行取は14%と士族全体に占める割合の半分にはすぎなかった。また各禄高層の商人輩出率は、前述のように上層の輩出商人数が少ない場合を別として下層ほど高くなっており、40石以上では4.4%であるのに対し、40石未満で13.6%、10石未満では16.5%（334人中55人）に上っている。前述のようにもともと足軽層（および中間・小者）は一代限りの召抱であり、百姓・町人身分から取り立てられることが多かった。したがって家族・血縁者の中に零細商人ないしその経験者が存在したことが多かったであろう。もともと少なからぬ足軽・御歩並層は、商人層（および農民層）と重なっていたのである。旧下級武士の士族から



表Ⅲ-2 士族商業者の開廃業率 (1894・95年)

	94年(飲食店等を含まない)			94年(飲食店等を含む)			95年(飲食店等を含まない)			95年(飲食店等を含む)		
	商業者	廃業者	廃業率 (%)	商業者	廃業者	廃業率 (%)	商業者	開業者	開業率 (%)	商業者	開業者	開業率 (%)
全体	5,453	652	12.0	5,801	753	13.0	5,286	496	9.4	5,636	601	10.7
士族A	938	98	10.4	968	101	10.4	897	59	6.6	931	66	7.1
推定士族B	337	56	16.6	361	63	17.5	299	23	7.7	322	31	9.6
A+B	1,275	154	12.1	1,329	164	12.3	1,196	82	6.9	1,253	97	7.7

注：1895年は、紹介人を含まない。

多くの商人が輩出したことは当然であった<sup>46</sup>。

次に1894と95年の「商業者交名簿」を照合して、「1890年士族名簿」に記載のある士族とそれ以外の者の開廃業率の相違をみると(表Ⅲ-2)、「士族」の方がむしろ開廃業率は低い<sup>47</sup>。これは、すでに明治前期に「士族の商法」による商業経営は淘汰されたためとも考えられるが、「士族」の商業経営の方が安定していた積極的な理由としては、「1890年士族名簿」は士族の戸主名簿であり、他方「商業者交名簿」は戸主に限らない点あげられる。一家を支える立場にある戸主による経営は(とりわけ多くが戸主でない若年層や女性商業者の経営に比して)相対的に安定していたのではないかと<sup>48</sup>。そこで士族戸主の子弟や妻など家族が多く含まれていると推定される「推定士族」をみると、やはり「推定士族」の開廃業率は「士族」よりいずれも大きい。それでも「推定士族」を加えた94年の廃業率は全体と同程度である。少なくとも明治中期において士族の商業経営はそれ以外の者より不安定だったとはいえないようである。その背景には上記のように足軽など下級武士層は藩政期からもともと町人を出自とする者も多かったという事情があったと考えられる。とすれば、「士族の商法」なるイメージも再検討の必要があるかもしれない<sup>49</sup>。

また士族が参入しやすかった商業種を表Ⅲ-3の各業種士族比率である「B/A」などでみると、たとえば石材の士族比率が高いのは、石伐や城の石垣などの普請は小者の職務で足軽が監督していたためであろうし、提灯・傘・竹細工・金銀銅箔・仕立物といった業種の士族比率が高いのはそれらの製造が足軽の内職だったからという可能性がある。藩政期の下級武士のあり方が明治期の士族商人の業種選択に影響を与えたはずである。他方、八百物・魚鳥など生鮮食料品の取扱は低い士族比率を示し、逆に腐敗しない商品の取扱は低くない。これは生鮮食料品の取扱・販売は、経験による熟練が不可欠であり、一般に世襲の場合が多かったと考えられるが、もともと町人の世界に近かった足軽層といえどもそうした業種に参入するのはなかなか困難だったのではないかと。また牛乳、硝子、写真、時計といった近代の新業種は、実数は少ないが士族比率が高かった。これは知的職務に従事しかつ江戸詰・京詰等の機会もあり中央の種々の情報を得やすく、新規に商業界に参入せんとする旧藩士により多く選択されたと思われる。旅人宿・飲食店・料理屋・待合茶屋などの接客サービス業の士族比率は、極端にはないが低い(表Ⅲ-4)。旧支配層たる士族の立場からも当然であり、士族は貸座敷等の醜業で渡世すべからずという政府の指令もあった<sup>50</sup>。とくに売春が行われる待合茶屋や貸座敷業への士族の参入は、皆無ではないが少

表Ⅲ-3 士族商業者の業種

業種	1894年				1895年				1894年		1895年	
	商業者計 (A)	士族 (B)	推定士族 (C)	B + C	商業者計 (A)	士族 (B)	推定士族 (C)	B + C	B/A (%)	(B+C)/A (%)	B/A (%)	(B+C)/A (%)
米	381	62	32	94	363	60	24	84	16.3	24.7	16.5	23.1
雑穀	33		1	1	32		1	1	0.0	3.0	0.0	3.1
八百物	290	27	20	47	291	28	18	46	9.3	16.2	9.6	15.8
豆腐	77	12	3	15	69	12	2	14	15.6	19.5	17.4	20.3
魚鳥	177	11	11	22	180	11	7	18	6.2	12.4	6.1	10.0
牛馬肉	26	4	2	6	23	4	2	6	15.4	23.1	17.4	26.1
酒	117	13	11	24	120	10	10	20	11.1	20.5	8.3	16.7
味噌	32	1	4	5	30		4	4	3.1	15.6	0.0	13.3
醤油	66	7	3	10	64	7	3	10	10.6	15.2	10.9	15.6
砂糖	90	16	2	18	87	16	2	18	17.8	20.0	18.4	20.7
茶	41	7	3	10	41	6	3	9	17.1	24.4	14.6	22.0
(牛乳)	16	7	3	10	12	6	2	8	43.8	62.5	50.0	66.7
菓子	106	17	5	22	106	17	5	22	16.0	20.8	16.0	20.8
呉服	91	8	3	11	90	8	1	9	8.8	12.1	8.9	10.0
太物・反物	24	4	1	5	22	4	1	5	16.7	20.8	18.2	22.7
古着	266	31	20	51	264	32	16	48	11.7	19.2	12.1	18.2
糸物	36	8	6	14	31	9	4	13	22.2	38.9	29.0	41.9
綿	77	15	3	18	72	15	3	18	19.5	23.4	20.8	25.0
綿糸布	33	6	1	7	34	5	2	7	18.2	21.2	14.7	20.6
生糸	17	4	2	6	20	4	2	6	23.5	35.3	20.0	30.0
小間物・化粧品	188	37	21	58	166	29	16	45	19.7	30.9	17.5	27.1
足袋	36	5	3	8	35	5	2	7	13.9	22.2	14.3	20.0
履物	137	26	10	36	133	26	10	36	19.0	26.3	19.5	27.1
傘	76	25	3	28	74	21	3	24	32.9	36.8	28.4	32.4
笠	76	25	3	28	34	8	1	9	32.9	36.8	23.5	26.5
指物	28	4		4	26	4		4	14.3	14.3	15.4	15.4
古物・古道具	469	93	29	122	470	95	28	123	19.8	26.0	20.2	26.2
荒物	343	67	18	85	337	63	22	85	19.5	24.8	18.7	25.2
(壺)	7	4		4	6	3		3	57.1	57.1	50.0	50.0
仏壇・仏具	30	3	3	6	24	2	1	3	10.0	20.0	8.3	12.5
桶	41	9	2	11	35	5	2	7	22.0	26.8	14.3	20.0
(提灯)	6	2		2	10	4		4	33.3	33.3	40.0	40.0
金物	100	20	3	23	100	20	3	23	20.0	23.0	20.0	23.0
金銀銅箔	35	10	1	11	39	10	1	11	28.6	31.4	25.6	28.2
陶器	62	18	4	22	57	14	3	17	29.0	35.5	24.6	29.8
(硝子)	17	5		5	16	5		5	29.4	29.4	31.3	31.3
薪炭	184	42	13	55	164	36	10	46	22.8	29.9	22.0	28.0
油	84	17	4	21	76	15	3	18	20.2	25.0	19.7	23.7
蠟燭	35	2		2	33	2		2	5.7	5.7	6.1	6.1
材木	90	15	4	19	88	15	4	19	16.7	21.1	17.0	21.6
石材	39	16		16	40	16		16	41.0	41.0	40.0	40.0
竹材・竹細工	64	13	5	18	62	12	4	16	20.3	28.1	19.4	25.8
書籍	39	5		5	42	7		7	12.8	12.8	16.7	16.7
文具	43	12	3	15	42	11	4	15	27.9	34.9	26.2	35.7
紙	106	30	6	36	91	26	6	32	28.3	34.0	28.6	35.2
(印判)	5	3	1	4	4	3	1	4	60.0	80.0	75.0	100.0
(印刷)	7	2	1	3	5	2		2	28.6	42.9	40.0	40.0
薬種	60	9	4	13	58	8	3	11	15.0	21.7	13.8	19.0
完薬	72	13	1	14	81	15	3	18	18.1	19.4	18.5	22.2
(時計)	16	6	1	7	15	5	1	6	37.5	43.8	33.3	40.0
花	27	8	2	10	25	7		7	29.6	37.0	28.0	28.0
植木	26	10		10	25	10		10	38.5	38.5	40.0	40.0
小鳥	44	16	3	19	39	15	3	18	36.4	43.2	38.5	46.2
肥料	26	3	1	4	25	3	1	4	11.5	15.4	12.0	16.0
(蚕種)	12	4	1	5	15	3	2	5	33.3	41.7	20.0	33.3
(繭)	20	2	2	4	16	2	3	5	10.0	20.0	12.5	31.3
(猟具)	21	4	4	8	16	4	4	8	19.0	38.1	25.0	50.0
(金貨)	8	3		3	6	3		3	37.5	37.5	50.0	50.0
質屋・抵当貸	70	13	4	17	73	13	6	19	18.6	24.3	17.8	26.0
旅人宿・木賃宿	162	13	9	22	155	14	7	21	8.0	13.6	9.0	13.5
紹介人					46	4	1	5			8.7	10.9
地所建物仲介	24	4	2	6	21	1	1	2	16.7	25.0	4.8	9.5
(写真)	6	2	1	3	6	2	1	3	33.3	50.0	33.3	50.0
仕立物	48	11	1	12	50	14	1	15	22.9	25.0	28.0	30.0
小計	4,985	891	309	1,200	4,832	836	273	1,109	17.9	24.1	17.3	23.0
総計	5,453	938	337	1,275	5,330	901	300	1,201	17.2	23.4	16.9	22.5

注：業種の( )は、いずれかの年が業者数20未満の業種。

表Ⅲ-4 料理屋・飲食店営業と士族

等級	営業者数と士族数								士族割合			
	1894年				1895年				1894年		1895年	
	営業者計 (A)	士族 (B)	推定士族 (C)	B+C	営業者計 (A)	士族 (B)	推定士族 (C)	B+C	B/A (%)	(B+C)/A (%)	B/A (%)	(B+C)/A (%)
料理屋	66	5		5	69	6		6	7.6	7.6	8.7	8.7
仕出料理屋	18		3	3	18		2	2		16.7		11.1
上等飲食店	44	7	2	9	37	5	1	6	15.9	20.5	13.5	16.2
下等飲食店	134	13	12	25	158	18	15	33	9.7	18.7	11.4	20.9
待合茶屋	86	5	7	12	68	5	5	10	5.8	14.0	7.4	14.7
計	348	30	24	54	350	34	23	57	8.6	15.5	9.7	16.3

なかったといえる<sup>51</sup>。

結局、以上から士族意識のある程度の存在が窺われる。ただしそれは極端にデータに反映されるものではなく、とくに旧下級武士にあっては町人・百姓層の世界と連続していたことにより、そうした層を含めて士族をみると、士族意識ない士族のエートスを過度に強調するのは適当ではないように思われる。生きていくための合理的な選択を行う点では平民とほぼ同様であったといえる。

そして町人・百姓層の世界と連続して明治期にも零細商業を営んだ足軽など旧下級武士層も、世代交代とともに学歴エリートに飛躍する場合も当然あった。一例をあげると、食料紅の零細商(1894年商業税等級22等)であった中越安太郎(1848年生)は、もとわずか15俵の切米取であったが、次男(中越正彰, 1875年生)は1901年に(東京)高等商業学校を卒業し、有隣生命保険庶務課長、萬歳生命保険大阪支店長などを勤務したのち、1921年頃萬歳生命常務として実業界で活躍している<sup>52</sup>。ただしこうした例を網羅的に把握することは困難であるから、明治の士族零細商人層社会がどの程度開放的か閉鎖的かまではわからない。

## (2) 軍人

「1890年士族名簿」に少なくとも201人の陸海軍将校・将校相当官(他に15人の陸海軍文官・下士官)が含まれ、このうち1887~96年(明治20年代)に陸海軍将校・将校相当官であった者は181人であった。この場合、「商人」と異なって金沢に居住していたとは限らず、じつはほとんどの者は東京をはじめ県外各地の連隊等で勤務していたことに注意されたい(金沢にも陸軍歩兵第七連隊などが置かれており、そこに石川県士族の将校も若干はいたが、「1890年士族名簿」にはほとんど現れない)。

ここでの軍人181人は高等官だから当然エリートといえる。またこの時期の将校の俸給水準は官吏とともにならかなり高く、地方都市における上位所得者の重要な職種の一つであった<sup>53</sup>。しかし商人・医師のような自営業者・専門職やその他の公務職とは異なって予備役等を含めて高齢者は当然ながらいない。ほとんどすべてが1838~47年コーホート以下であり、20歳代~40歳代が中心である。上記181人の生年判明者のうち最高齢者は1836年出生の北島信厚(1890年陸軍

第四師団監督部第三課長・三等監督)である<sup>54</sup>。また181人のうち1896年までに将官になっていた者には、陸軍少将の塩屋方国(1849年生)や竹橋尚文(1851年生)がいる。他方で50歳近い尉官もいる。この時期の軍は後年と異なって厳密な年功序列的階級構成ではないのである。

これら181人の旧禄高についてみると、前述のように40~299石層の輩出率が高い。しかし一方で実数では40石未満の方が多く、その中からのちに将官に上り詰めた者もある程度いた。将官になった者など著名な事例でも旧禄高は不明な場合が多いが、将官および大佐級に昇進した者のうち旧禄高が判明する事例を中心に示したのが、表Ⅲ-5である(注記のように「1890年士族名簿」に記載のない加賀藩関係者も含めた)。これによると、塩屋方国・柴田正孝・竹橋尚文・中村静嘉・桑木崇台など微禄の足軽等から出世した者もいる<sup>55</sup>、知行取でも低禄者も少なくない。じつは陸海軍の将校養成は1880年代半ば頃までは、まだ制度的に固まっておらず、しばしば改廃が行われていた<sup>56</sup>。1860年前後までに出生した者は、直接将校や下士に任用されたり、下士から将校へ昇進するなど、まだ多様な経路によって将校になる道があった。これが微禄の下級武士層からも将校をある程度出していた一因と思われる。この点からいえば、下級武士が近代日本社会のリーダーになったという面も、まったく根拠がないわけではなさそうである。

その後、明治期に入って出生し、1880年代末以降に陸軍士官学校や海軍兵学校を卒業した者では、知行取の比重が増加し、そのなかでも80石以上層の比重が高まる高禄化傾向がある程度みられる(表Ⅲ-5およびそれを整理した表Ⅲ-6参照)。それは、陸軍将校養成機関である幼年学校では1880年から納金制となり、士官学校でも1881年から従来の官費生とともに自費生制が設けられ、ともに納金額がかなりの高額であったとされ、さらに1880年代後半には、士官学校入学において学力やそれまでの学歴がより重視されるようになっていくと、経済的余力のない場合は、次第に士官学校を経由した将校への道は困難になっていったとも考えられる。しかし士官学校では自費生はごく一部に過ぎず、幼年学校も制度変遷により一概にいえないがこの頃は減免措置を受ける者も多かったようである<sup>57</sup>。そして知行取の方が高い輩出率を示したのは、明治期において過去の遺産により経済的に有利だったからとも単純にはいえない。知行取でも300石以上の高禄者はきわめて少なく、むしろ生活水準がより低いしより困窮した層から多く輩出しているとみなされる。100~200石程度の平士でも、とりわけ1880年代の松方デフレで大きな打撃を蒙ったからである。一例をあげれば、岩倉久米雄の場合(表Ⅲ-5参照)、父は中川家家臣の岩倉頼信で、1859(安政6)年に200石の与力で藩主前田斉泰に召し出されたという系譜をもつ家柄であった<sup>58</sup>。岩倉家は藩政期には広い屋敷を有し、また経済的にも余裕があったといわれる。しかし頼信は明治になって種々の事業を試み、結果として松方財政期に失敗し、金沢区吏を務めていたが、1887年頃には家も売り払って、1881年に15歳で上京していた長男の久米雄は大蔵省印刷局の職工をしながら苦学を強いられたという。またやや後年の事例になるが、太平洋戦争期にニューギニアで第十八軍司令官(陸軍中将)として戦い、戦後ラバウルで自決した安達二十三(1890年生)も加賀藩士の血を引き、3人の兄のうち安達十六(1883年生)は陸軍少将、安達十

表Ⅱ-5 加賀藩関係・陸海軍大佐以上の高等官

氏名	知行 (石)	旧禄高 切米 (俵)	扶持 (人)	生年	経歴等	
					経歴	等
猪山威之		40		1844	幕末御算用者, 1873海軍省7等出仕(委任官), 1893呉鎮守府会計監督部長・海軍主計大監(大佐級)で退役, 1920没, 父直之は180石	
柴野義広	17	17		1846	1871陸軍少尉, 1890頃野戦砲兵第三聯隊長・砲兵大佐, 1902中将, のち加越能育英社幹事長, 1924没	
塩屋万国	35	35		1849	幕末期藩の壮猶館砲術教師, 1870陸軍兵学寮人, 1890頃第五師団参謀長・砲兵大佐, 1899中将, 1905大日本水産会社社長, 1914没, 佐双左伸の兄	
桑木崇台	25	25		1849	1890頃陸軍歩兵中尉, のち大佐, 1923没, 桑木崇明・陸軍中将の父, 桑木徹翼・京都帝大教授・哲学者の叔父, 禄高は兄桑木愛信	
柴田正孝	35	35		1851	1890頃陸軍野戦砲兵第三聯隊長・砲兵少佐, 1900少将, 1937没	
竹崎尚文	17	17		1851	横山家豪臣の足軽出身, 1870陸軍兵学寮人, 1871陸軍少尉, 1890頃野戦砲兵第五聯隊長・大佐, 1902中将, 妻は高峰謙吉の妹	
松村務本	200			1852	戊辰戦争に従軍, 1871大坂教導大隊人, 1890頃陸軍第二師団参謀・中佐, 1904第一師団团长・中将, 日露戦203高地攻略の主力, 1905没後男爵追贈	
佐双左伸	100	100		1852	1869海軍操練所人, 1871~1878英国留学, 1889海軍省樞密院参謀長, 1897造船総監(少将級), 1905没, 1907男爵追贈	
小原正恒	40	40		1852	1872陸軍教導団人, 1874陸軍少尉, 1875陸軍少尉, 1907少将, 1929没, 養父小原平左は伴家家臣・近習頭など, 長男は小原正忠・陸軍中将	
今村信敬	40	40		1853	陸軍戸山学校へて1874陸軍少尉, 1890頃歩兵第一聯隊附・少佐, 日露戦争時歩兵第十四聯隊長・大佐, 1911中将, 1921没	
佐川耕作	70	70		1853	1877陸軍少尉, 1902工兵大佐, 1908少将, 1911没, 加賀藩土上田作平(40石)長男, 加賀藩土佐川久連(70石)養子	
木越安綱	40	40		1854	1873陸軍教導団人, 1875陸士人, 1877陸軍少尉, 1904中将, 1907男爵, 1912陸軍大臣, 1932没, 父は加賀藩砲術兼算術家, 柳田国男・民俗学者は義弟	
桜井省三	40	40		1854	明治初年樞密院参謀所警舎, 1877仏国留学, 1899海軍造船大監(大佐級), 1944没, 桜井房記・五高校長の弟, 桜井錠二・東京帝大教授・化学者の兄	
石田保謙	50	50		1855	1875陸士人, 1877陸軍少尉, 1890頃歩兵第十七聯隊副官・大尉, 1908少将, 1930没, 石田保道・保政・保秀・保忠の4子はいずれも陸軍中将・少将	
三普克巳	170	170		1855	1874海軍兵学寮卒, 日清戦争時・筑紫艦長・海軍大佐, 1900横須賀鎮守府艦隊司令官・少将, 1901没	
御影池友邦	130	130		1855	1879陸軍少尉, 1887大尉, 1890頃陸軍要塞砲兵幹部練習所教官・砲兵大尉, 1894少佐, 1904大佐	
南部辰内	80	80		1856	1872陸軍教導団人, 1875陸士人, 1877陸軍少尉, 1890頃歩兵大尉・軍務局砲国留学, 1904第五旅団長・少将, 1911中将, 1931没, 父は本多家家臣	
舟木練太郎	60	60		1856	1871海軍兵学寮人, 1875英国留学, 1881海軍中尉, 1902少将, 1923没, 長男重雄・次男重信はともに小説家	
寺垣猪三	50	50		1857	1879海兵卒, 1882海軍少尉, 1897頃吉野副長・海軍少佐, 1909中将, 1938没	
井上敏夫	3	3		1857	1878海兵卒, 1881海軍少尉, 1905少将, 1908四日市市より衆議院議員, 1924没	
辰巳一	130			1857	明治初年樞密院参謀所警舎出身, 1877仏国留学, 1901頃海軍省在任世保鎮守府在任世保海軍造船所警舎分隊長・大尉, 1897頃職島副長・少佐, 1911中将, 1926頃皇国民会幹事長, 1930没, 宮岡市次養子	
宮岡直記	30	30		1859	1879海兵卒, 1882海軍少尉, 1890頃歩兵大隊長・大尉, 1897頃職島副長・少佐, 1911中将, 1926頃皇国民会幹事長, 1930没, 宮岡市次養子	
中村静嘉	20	20		1860	1880海兵卒, 1883海軍少尉, 1899大佐, 1908少将, 1936没	
田辺内外鉄	330			1860	1881海兵・機関本科卒, 1900海軍機関大監, 1906機関大佐, 1907少将, 1911~1917横須賀市長, 1932没	
松本有信	40	40		1860	1874海軍兵学寮人, 1880海兵卒, 1883海軍少尉, 1886大尉, 1900大佐, 1907少将, 1930没	
石藤甫	40	40		1862	1883海兵卒, 1886海軍少尉, 1914中将, 1942没	
加藤八太郎	50	50		1863	1886海軍少主計試験補, 1888少主計, 1911主計総監(少将級), 1916佐世保市長, 1932没	
田辺直維	60	60		1863	1886海軍少尉, 1899中佐, 1908頃予備大佐, 1925没	
河北栄太郎	30	30		1864	1887陸軍砲兵少尉, 1913少将, 1941没	
茶山豊也	7	7		1864	1886海兵卒, 1890頃海軍樞密院参謀所警舎分隊長心得・少尉, 1900中佐, 1911少将, 1939没	
岩倉久米雄	200			1865	1884陸軍教導団人, 1887陸士人・陸軍砲兵少尉, 1910大佐, 1915予備役, 1923没, 加賀藩与力岩倉頼信長男, 岩倉正雄・陸軍少将の兄	
羽腹政次郎	(20)			1866	1886海兵卒, 1890頃海軍佐世保鎮守府対馬水雷隊分隊長心得・少尉, 1901海軍省東京海軍造兵廠・少佐, のち大佐, 禄高は推定	
近藤善松	40	40		1867	1889海兵卒, 1914海軍少将, 1944没, 加賀藩土近藤正道次男	

堀野房	40	1868 1890 海兵卒, 1891 海軍少尉, 1895 大尉, 1917 少将, 1948 没, 加賀藩士大野彦右衛門四男, 彌きん婿養子, 禄高は長兄彌保宣 (陸軍将校)
村松玄四郎	30	1869 1889 海兵卒, 1890 頃海軍・軍艦警備航海士兼分隊長・少尉候補生, 1897 蔵島水雷長・大尉, のち大佐, 1935 没
斎藤半六	170	1869 1890 海兵卒, 1920 海軍中尉, 中橋徳五郎 (大阪船商社長・文部大臣等) の実弟
高柳保太郎	1,300	1869 1892 陸士卒, 1895 陸軍中尉, 1936 中将, 1951 没, 土族三浦賢高次男, 土族高柳文吉 (禄高不明) 養子, 禄高は三浦賢高
誉田甚八	80	1869 1890 陸士卒, 1891 陸軍歩兵少尉, 1905 中佐, 1909 歩兵第三十五連隊長・大佐, 1909 没
市川堅太郎	100	1870 1890 陸士卒, 1900 陸大卒, 1918 陸軍中尉, 1925 没
矢木亮太郎	12	1871 1892 陸士卒, 1893 陸軍少尉, 1915 少将, 矢木新治 (1895 頃長野県巡査) 長男
細野辰男	100	1872 1894 陸士卒, 1914 陸軍歩兵大佐, 1918 少将, 1935 没, 実弟に工学博士片岡安 (片岡直温・大蔵大臣の養子)
牧達之	(100)	1872 1894 陸士卒, 1907 陸軍少佐, 1926 中将, 1946 没, 牧達夫・陸軍大佐の父, 禄高は推定
井上一次	130	1873 第四高等中学出身, 1894 陸士卒・陸軍少尉, 1914 大佐, 1918 少将, 1923 中将, 井上友一東京府知事の弟, 井上三六・三代川島甚兵衛の兄
安原啓太郎	50	1874 1895 陸士卒, 1919 陸軍少将, 1945 没, 父安原信義は1890年代・金沢市書記
高田豊樹	400	1875 東京府立一中・陸幼出身, 1896 陸士卒, 1926 陸軍中尉, のち国粋会顧問, 1964 没
阿部信行	160	1875 1897 陸士卒, 1898 陸軍砲兵少尉, 1908 少佐, 1922 少将, 1933 陸軍大尉, 1939~1940 首相, 1953 没
佐藤清勝	16	1877 1897 陸士卒, 1898 陸軍砲兵少尉, 1919 大佐, 1928 中将, 1955 没, 加賀藩鎧術指南中村清長男, 広島県士族佐藤正 (陸軍少将) 養子, 禄高は中村清
園部他未	80	1877 1899 陸士卒, 1928 陸軍少将, 1959 没, 園部昭之 (石川県属官) 3 男
上村友兄	3	1880 1901 陸士卒, 1902 陸軍工兵少尉, 1924 大佐, 1933 中将, 1955 没, 父上村要次郎は1880年代末頃石川県属官, 兄上村勝爾は盛岡高等農林学校教授
青木政喜	550	1881 1902 陸士卒, 1903 陸軍砲兵少尉, 1930 少将, 1939 没
向田金一	45	1881 1902 海兵卒, 1926 海軍少将, 1953 没
中村馨	7	1882 1902 陸士卒, 1903 陸軍歩兵少尉, 1936 中将, 1941 没, 中村巨訓 (陸軍将校) 次男
三橋清	50	1885 1907 陸士卒, 1937 陸軍少将, 1957 没, 三橋有成 (陸軍将校) 次男, 兄三橋篤敏は東京帝大工科卒・東洋汽船技師
矢部潤二	30	1886 陸軍省経理部主計課長など, 1938 陸軍主計中尉, 1954 没, 矢部整 (1900年代小學校長) 次男
鈴木重康	20	1886 1905 陸士卒, 1920 陸軍少佐, 1936 中将, 1957 没, 加賀藩士・陸軍大尉鈴木知康次男, 長兄鈴木実は陸軍医少将, 次弟は河村参郎陸軍中尉
田辺盛武	35	1889 1910 陸士卒・歩兵少尉, 1939 中将, 1943 第二十五軍司令官, 1949 メダレンで刑死, 田辺盛親 (1858 生・陸軍中佐) 長男
安達二十三	100	1910 陸士卒・歩兵少尉, 1940 中将, 1942 第十八軍司令官, 1947 ラバウルで自決, 安達松太郎 (1855 生・陸軍教授) 四男, 松太郎の父は安達幸之助 (加賀藩士・鑑館教授), 兄に安達十六陸軍少将・安達十九陸軍中尉, 禄高は松太郎

注：本人または父兄の旧禄高が判明する者のみ掲げた。「1890年士族名簿」に記載のない旧加賀藩士の子弟も含む。加賀藩士およびその子弟であっても他府県士族や平民の場合もある。原則として将校および将校相当官で大佐級以上。禄高は「藩士人別帳」による。資料として他に「日本陸軍将官辞典」「日本海軍将官辞典」「日本陸海軍総合事典」「人事興信録」「石川百年史」等を参照した。1890年までに出生した陸海軍将官級については網羅的に調査したが、大佐級は網羅していない。兄弟・子も将官・大佐級の場合は原則として省略した。

表Ⅲ-6 加賀藩関係・陸海軍大佐級以上高等官の禄高

生年	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40～79 石	80～299 石	300石 以上	計
1844-1867	17	16	9	16	7	1	33
1868-1890	16	8	8	4	9	3	24
計	33	24	17	20	16	4	57

注：表Ⅲ-5を整理したもの。

九（1886年生）も陸軍中将まで昇進した<sup>59</sup>。父安達松太郎は陸軍教授であったが、二十三は13人兄弟のため、生活は苦しかった。二十三は海軍に進みたかったようであるが、海軍には小学校卒で入学できる将校養成学校はなく、他方陸軍では中学1年から入学できる陸軍幼年学校があり、幼年学校・陸士を経て将校への道に進んだ<sup>60</sup>。1900年頃の陸幼は陸士と異なって納金額は職人職工や下級官吏では支払えない額だったとされるが、二十三の場合は将校や高等文官の子弟は減免措置を受けられる制度を利用できたためであろう<sup>61</sup>。

さらに経済的に困難な者のために、旧藩主前田侯爵家が育英事業を展開した<sup>62</sup>。すなわち1879年に「育英社」が設立され、1883～84年頃からとくに陸海軍将校志願者のために東京遊学資金の交付を開始した。また東京遊学の宿泊所として学生寮久徴館を設立した。その後将校志願者だけでなく一般学生への資金援助も進め、その効果がピークになった1897年には石川県は陸軍士官学校の府県別入学者数において第1位、海軍兵学校では第2位、（東京）帝国大学入学者数では東京府に続く第2位になった。1900年にはそれまでの育英社の累計事業費は9万1千円に上り、そのうち前田家の寄付は6万6千円に及んだ。そしてこの頃までに育英社の資金援助を受けて育成された者224人のうち、教育者は58人、陸海軍将校は81人、実業家は41人を数えたという。

要するに将校への道は、単純に経済的要因だけでは説明できず、本人の能力や家庭の知的環境はもちろん、（旧藩時の武士の職種を含めた）親の職業を継承するいわば家職的意識が重要だった場合も多かったであろう。表Ⅲ-5にもみられるように、親兄弟が同じく軍将校である例は珍しくなく、その後も最下級家臣層から将官等になることがまったく不可能になったわけではない。

他方、禄高最上層がほとんどいないのは、彼らはもともと武士の世襲制から生まれながらの高級軍事指揮官であったが、新政府軍でいきなり高級将校には就けなかったし、さりとて下士や下級将校から昇進してゆくコースにもなじめなかったのではないだろうか。本稿で主に使用する「1890年士族名簿」は士族戸主の名簿だから、この点が表Ⅱ-3にはとくに強く出て、次男以下であれば高禄者子弟でも下からの昇進してゆくルートに抵抗はそれほどなかったという可能性はあるし、実際、1880年頃には華族が陸軍下士養成機関である教導団に入団することもあったとの指摘もあるが<sup>63</sup>、少なくとも高禄者の嫡子が士官学校等を経て将校への道に抵抗なく進むようになるのは、少なくとも1860年代以降に出生した世代ではないかと推測される。

表Ⅲ-7 金沢士族・「官吏」の禄高

生年	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40~79 石	80~299 石	300石 以上	小計	禄高 不明	計	奏任官	判任官
1825-1827	2			1	1		2		2	1	1
1828-1837	2	3	2	2	1		5		5	2	3
1838-1847	3	21	19	5			24	6	30	10	20
1848-1857	14	8	8	6	6	2	22	3	25	6	19
1858-1867	9	9	7	2	7	2	18	10	28	12	16
1868-1871	2	3	3		1	1	5	3	8	4	4
生年不詳	2				2		2	98	100	11	89
奏任官	12	12	10	5	8	1	24	22	46		
判任官	22	32	29	11	10	4	54	98	152		
計	34	44	39	16	18	5	78	120	198		

注：親任官・勅任官は存在しない。

「判任官」には1885年頃の准判任1を含む。

### (3) 官吏

「1890年士族名簿」で官吏を歴任した者は207人、うち1887~96年に官吏の職にあった者は198人であった<sup>64</sup>。官吏についても軍人と同様に、金沢ではなく中央・地方各地で勤務していた者も多いが、この時期に、金沢郵便電信局、金沢始審裁判所、第四高等中学校等、金沢所在の政府機関に勤務していた者は、198人中59人と約3割を占め、さらに小松・七尾・輪島各治安裁判所等の勤務者16人をあわせて、4割近くが県内で勤務していた。

前述のように、軍人と同様、官吏（県官吏・市吏も）も千石以上の旧上級武士家および40石未満の下級武士家からの輩出率は低く、40石以上千石未満（とくに500石未満）層の旧中級武士から輩出している。微禄の家臣より中級武士の方が輩出率が高いことは、判任官以上の裁判所職員（判事・検事・書記）、郵便電信局職員、官立学校教職員等への就職は、しかるべき教育や知的環境ないし行政官の家業意識が必要であり、また商業・職人などの生業と切り離されていたことと親和的だったことを示唆しているであろう。

1880~1890年代において金沢士族で官吏（文官）と判明した者には、親任官・勅任官という高い地位に就いていた者は存在しなかったが、表Ⅱ-3、表Ⅲ-7によれば<sup>65</sup>、全体として陸海軍将校より一層高禄者ないし知行取藩士出身の比重が高く、またサンプルが少なくやや不分明であるが若い層ほどその傾向が強くなっているようである。これはおそらくとくに高等官などの文官の世界では、軍将校より早く学歴重視の時代が訪れ、相対的に高禄の家（ただし千石以上の上層では必ずしも中上層）の子弟などが学歴を積んだことを意味しているのではないかと思われる<sup>66</sup>。加賀藩が倒幕派ではなかったことも高等官への道は若い層が学歴を積んでいくしかなかったことに結果しているかもしれない。また表Ⅲ-7によれば、奏任官と判任官という地位が何に規定されているかをみると、生年も禄高もほとんど無関係であり、知行取と切米取・扶持米取でも差はなかった<sup>67</sup>。一般に若年者ほど格下の判任官の比重が高いことが予想されるかもしれないが、帝国大学などの卒業者の多くは卒後ほとんどまもなく高等官（奏任官）に任ぜられるため、



表Ⅲ-8 金沢士族・「官吏」の禄高

1888年所得	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40~79 石	80~299 石	300石 以上	小計	禄高 不明	計
1,000~2,000円		1		1			1		1
500~999円	4	2	1	2	2	1	6	5	11
300~499円	2	4	4	2			6	8	14
計	6	7	5	5	2	1	13	13	26

注：1888年所得は、本文注51の文献による。

高等官内部での年功序列はあっても、学歴によりほとんど最初から身分格差が生じている。具体的にこの表の1858-71年出生奏任官15人の学歴を調べると、帝国大学（前身の司法省法学校を含む）卒12人、金沢医学館卒1人、不明2人であり、不明2人も裁判所判事であるからしかるべき教育を受けたはずである。そして判明する限り、彼らの多くは帝大卒業（ヨーロッパへの留学組を除いて）ほとんどすぐに官立高等中学校教諭や高等学校教授、大蔵・内務官僚、判事などになっている<sup>68</sup>。判任官の場合は、多くは学歴が不明であるが、それでも高等中学校助教諭などは石川県専門学校卒であることがわかる者が少なくない。さらに金沢市居住の官吏に限られるが、1888年の所得額と旧禄高の関係をみると（表Ⅲ-8）、これもサンプルが少ないこともあるが、旧禄高と所得の関係は不明である。

このように、旧禄高の高さが官吏身分に繋がっていたとしても、若くして相対的に高所得の官吏になるにはどのような学歴を積んだかが重要だったことが明らかである。したがって軍将校と同様に、下級武士層から輩出率は低くなるものの、微禄の家臣出身者が高学歴を積んで高位の文官になった場合も少なくない。司法省法学校のように官費制度が存在していた場合もあり、前述のような前田侯爵家の支援を受けた育英制度もあった。表Ⅲ-8において1850年代後半以降出生の1888年上位所得者3人は、いずれも石川県専門学校や帝国大学卒であることがわかっているが、その中には、禄高1万4千石の家老今枝家の長子とともに、禄高25俵の者もいたのである<sup>69</sup>。そして余裕のない家では、親が共稼ぎをして子に高等教育を受けさせたケースも判明している。小島与次郎（禄高不明）という士族は薄給の金沢市吏員（雇）であり、妻しげ（1851年生）は1894・95年頃に零細な筆・筆紙商（24等）を営業し、息子伊左美を東京帝大独逸文学科に送って（1898年卒）、伊左美は1899年以降第五高等学校教授を務めている<sup>70</sup>。

#### (4) 県官吏

「1890年士族名簿」掲載の士族で、1887~96年に県官吏だった者は607人に上るが<sup>71</sup>、その6割は石川県官吏であり、残りは富山県・福井県を主体とする他府県官吏であった。県官吏も概ね官吏と同様な特徴を示しているが、官吏よりもやや高齢者の比重が高く、相対的に中高年者の採用が多かったことが窺われる。この点は、県官吏を石川県官吏と他府県官吏に分けて旧俸禄制・旧禄高・生年との関係を示した表Ⅲ-9・表Ⅲ-10をみると、石川県官吏に一層顕著であった。平均生年を算出すると、官吏1852.1年に対して県官吏1848.2年（判任官以上では1848.8年）と

表Ⅲ-9 金沢士族・「石川県官吏」の禄高

生年	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40~79 石	80~299 石	300石 以上	小計	禄高 不明	計	勅任官	奏任官	判任官	その他
1824-1827	3	1	1	1	2		4		4			3	1
1828-1837	8	7	7	7		1	15	1	16			9	6
1838-1847	21	25	23	9	12	2	46	18	64	1	5	38	20
1848-1857	17	27	24	4	14	2	44	13	57		2	45	10
1858-1867	4	7	7	1	2	1	11	7	18			16	2
1868-1869	1	1	1	1			2	1	3			1	2
生年不詳		4		4			4	196	200		1	140	59
勅任官								1	1				
奏任官	3	1	1		3		4	5	9				
判任官	38	48	41	21	20	4	86	166	252				
その他	13	23	21	6	7	2	36	64	100				
計	54	72	63	27	30	6	126	236	362	1	9	252	100

注：1885～1896年について。

「勅任官」1は岩村高俊石川県知事（高知県出身）。「奏任官」には奏任待遇を含む。

「判任官」には県立中等学校教諭等の判任待遇を含む。「その他」は巡査・看守の判任待遇および雇など。

表Ⅲ-10 金沢士族・他府県官吏の禄高

生年	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40~79 石	80~299 石	300石 以上	小計	禄高 不明	計	奏任官	判任官	その他
1831-1837		2	2				2	2	4		3	1
1838-1847	3	10	6	6	1		13	4	17		11	6
1848-1857	9	34	28	9	5	1	43	3	46	4	31	11
1858-1867	5		6		4		10		12	1	7	4
1868-1871	2	5	1	1			2	2	2		1	1
生年不詳		4	3	1			4	160	164	4	92	68
勅任官												
奏任官	1	2	2			1	3	6	9			
判任官	14	32	24	15	7		46	99	145			
その他	4	21	20	2	3		25	66	91			
計	19	55	46	17	10	1	74	171	245	9	145	91

注：1885～1896年について。

他に1799年生が1人いるが、年齢からみて襲名した者と思われ、「年齢不詳」に入れた。「奏任官」には奏任待遇を含む。

「判任官」には県立中等学校教諭等の判任待遇を含む。「その他」は巡査・看守の判任待遇および雇など。

なり、また他府県官吏1850.7年に対して石川県官吏は1845.6年であり、他府県官吏も官吏より年齢層がやや上にシフトしていた<sup>72</sup>。この要因の一つには地域の行政は地元の経験者の採用抜きにはありえなかったことが考えられる。他府県官吏も、245人中86人と3分の1は富山県官吏であり（生年判明者36人の平均生年は1849.5年）、富山県の大半はもともと加賀藩領だったから、加賀藩士が地域行政を行っていたのである<sup>73</sup>。もう一つ考えられる要因は、やはり地元士族の失業対策であろう。ただしこの点は市吏員の方にさらに顕著にみられる（後述）。官吏・県官吏とも、県内部署の勤務者でも中央から派遣され全国を転任する者と地元近辺のみで勤務・転任する者が存在するが、当然ながら県官吏は後者の比重が高い。やや単純化すると、官吏の学歴主義に対して、県官吏の経験主義・縁故主義という対比が成り立つのではないだろうか。

さらに表Ⅲ-9・表Ⅲ-10をみると、（判任待遇の巡査・看守や雇などの「その他」を除いても）他府県官吏の方が低禄高および切米取・扶持米取層の比重が高い。結局、地元で県官吏に

表Ⅲ-11 金沢士族・「石川県官吏」の1888年所得と禄高

1888年所得	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40～79 石	80～299 石	300石 以上	小計	禄高 不明	計
1,000～5,000円								2	2
500～999円	5	2	1	1	5		7	5	12
300～499円	6	8	6	2	4	2	14	8	22
計	11	10	7	3	9	2	21	15	36

注：1888年所得は、本文注51の文献による。

なった者の方が他府県の県官吏になった者より相対的に高齢かつ地位の高い家臣出身者が多かったわけである<sup>74</sup>。しかし県内の方が奏任官が多いというわけではない。また全体では、県官吏も年齢と奏任・判任の関連はない（つまり年齢が高いから県官吏としての地位が高いとは必ずしもいえない）。しかし奏任官についていえば、県内では40歳代～60歳代の中高年者で中級武士クラスの禄高の者が奏任官の郡長になっており、他方で他府県では30歳代末～40歳代初めの相対的に若い層が各地を転任しながら中等学校長・教諭などの奏任官・奏任待遇になっている。表Ⅲ-9の県内の奏任官9人は全員が郡長であり、そのうち禄高判明者は5人（1人は推定）であるが、4人は100～150石の知行取だったのである。これに対して他府県で奏任官・奏任待遇になっていた者は、やはり100石以上の中上級武士家出身者を含み、帝大（ないしその前身学校）出であることが判明している者もいた<sup>75</sup>。このように、石川県官吏はいわば旧藩時代の秩序を継承する面をもつというように、官吏とかなり異なる性格を有していたが<sup>76</sup>、他方、他府県官吏のとくに高学歴の者は官吏とやや同様の性格をもっていた。

したがって、石川県官吏のうち1888年金沢市所得上位者を示した表Ⅲ-11によると、知行取の旧藩士が県官吏ないし石川県官吏全体に比して相対的に多く輩出しており、また高禄者の方が所得上位者を多く輩出している。表Ⅲ-11の1888年300円以上所得者は1840年代出生の者が多く（36人中19人）、したがって40歳代の者が中心であり、その所得500円以上層は郡長や県庁課長クラスの者であった。所得は県官吏の俸給のみではないが、県官吏は官吏より藩政期のヒエラルキーの残存度が一層高いことがここにもみられる。もっともここでもすでに高等教育の学歴が重要な場合もあり、たとえば帝国大学農科大学卒の石川県農学校教諭牛村一氏は1858年出生したがって30歳で年俸720円であり、かなりの高給であった。しかも彼の旧禄高は4俵であり、こうした微禄の旧藩士で高学歴を有する者が、旧秩序を掘り崩していくという面もあったが<sup>77</sup>、しかし少なくともこの時点ではそうした若手の高学歴者は多くなく、地域行政の担い手層は藩政期のそれを継承していたといえる<sup>78</sup>。

以上の点を念のために石川県官吏全体の側からみると（表Ⅲ-12の1889年の例を参照）、勅任官は高知県出身の県知事岩村高俊で実質的に他府県士族であり、また県庁の書記官等の奏任官、判任官でも課長クラスや県下の警察署長などは薩長土肥を中心とする他府県士族を多く配置して睨みを利かせているが、判任官の下級者や雇、またとくに郡役所では奏任官の郡長をはじめとし

表Ⅲ-12 石川県職員 (1889年7月現在)

		石川県	石川県	他府県	他府県	計
		士族	平民	士族	平民	
県庁など	勅任官	1				1
	奏任官		1	3		4
	判任官	114	36	43	12	205
	雇	89	28	12		129
郡役所	奏任官	8				8
	判任官	54	17	4		75
県立学校	判任待遇	22	1	4	1	28
計		288	83	66	13	450

出所：池善平『石川県職員録』(明治22年7月1日改正)。

注：「判任官」には判任官見習1,「雇」には測候所技術員3を含む。非職は除く。

て地元出身の士族の比重がきわめて高いことがわかる。

なお前述のように、士族が多く就いた巡査については、残念ながら石川県はほとんど氏名が不明であり、1895～96年の福井県・長野県職員録の記載を利用できただけである。その場合も禄高が判明する者はかなり少ない(したがって年齢も不明)。禄高判明者が少ないことは、おそらく彼らの多くが比較的若い年齢層で、明治初年の時期とは世代交代していることが関係しているとみられる。巡査で禄高が判明する場合は切米取・扶持米取の微禄の場合が多いが、80石・100石といった知行取の場合ももちろんある。以上から、他府県官吏の低禄高や切米取・扶持米取の比重の高さが巡査の存在によることはないはずである。ただし巡査の俸給が他の下級県官吏と比較してとくに安いわけではなく、1890年代半ば頃に月9～10円程度であり、判任官の最下級(ないし雇の上層)とほぼ同様であった。

## (5) 市吏

ここで対象とする「市吏」とはすべて金沢市役所吏員である<sup>79</sup>。

まず金沢市役所『任免通知綴』(自明治二十三年度至明治三十年度)によれば、1898年までの市吏員の実数は646人であり、うち「1890年士族名簿」に記載のある者が340人(53%)存在する。士族市吏でも戸主でない者など把握できない場合も少なくないことを考えれば、市吏における金沢士族の比重はかなり高いといえよう。なお表Ⅱ-3などには、書記以上とその他に分けて表示したが、書記の大部分は俸給額からみてせいぜい下級判任官程度であり、これが他の公務職との比較の際の一つの目安となろう。

表Ⅲ-13によれば、総数に対する士族戸主の比率は、市長・助役・収入役70%、書記67%、雇57%、使丁30%などと、職階が下になるほど下がる。これは職階が下になるほど年齢が若く戸主でない者が含まれるからという可能性もあるが、すぐ述べるように士族戸主の年齢は職階が下になるほどむしろ上がる傾向を示している。したがってやはり職階が上がるほど士族比率が高かった可能性が強い。いずれにしてもこの時期の市役所は、市会とともに(後述)、士族の支配

表Ⅲ-13 金沢士族・「市吏」の職階と藩士の格・禄高

職階	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40~79 石	80~299 石	300石 以上	小計	禄高 不明	士族戸 主計	総計
市長・助役・ 収入役	3	1	1		2	1	4	3	7	10
書記	9	16	15	5	4	1	25	34	59	88
雇	26	63	57	20	12		89	106	195	342
(複数の職階)	10	14	11	4	7	2	24	16	40	62
使丁	1	13	12	1		1	14	9	23	76
給仕・工夫								8	8	41
番人・その他	2	7	5	2	2		9	6	15	37
計	51	114	101	32	27	5	165	182	347	656
名誉職	10	18	15	3	8	2	28	35	63	126

注：「1890年士族名簿」記載の士族を対象。「総計」は非士族を含む総計。  
 「名誉職」は市議・名誉職区長（区長代理）等で市吏員無経験者。  
 「複数の職階」はほとんどすべて書記と雇。  
 「番人・その他」は職階不明の士族戸主2を含む。  
 市長・助役・収入役・市議の名簿は、『金沢市議会史・資料編Ⅱ』（1997年）所収。

表Ⅲ-14 金沢士族・「市吏」の生年と職階

生年	市長・助役 ・収入役	書記	雇	(複数の 職階)	使丁	番人・ その他	計	名誉職
1822-1827		1			1		2	1
1828-1837		2	21		4	3	32	12
1838-1847	3	4	45		8	6	72	8
1848-1857	3	23	23		9	2	61	24
1858-1867	1	1	5		2		9	18
計	7	31	94		23	12	176	63

注：「1890年士族名簿」記載の士族を対象。  
 1821年以前および1868年以後出生者はなし。給仕・工夫で生年が判明する者はなし。  
 その他は前表と同じ。

力が強かったといえる。

士族戸主市吏全体では、他の公務職よりも切米取・扶持米取の割合が高く、また旧禄高40石未満層の割合が高いが、書記以上と県官吏などの判任官との比較ではあまり変わらない水準となる。雇以下の職階には、知行取の中級武士もいたが、やはり低禄層が多かった。また市吏の職階・身分と武士の格・禄高の関係をさらにみると、武士の俸禄制が判明する者のうち、知行取の割合は、「市長・助役・収入役」75%、「書記」36%、「雇」29%、「使丁」7%と、職階が下がるとともに低下し、切米取・扶持米取が多くなっている。このように市役所内部の階層構造にも、石川県官吏と同様に、藩政期のヒエラルキーが崩れつつもまだある程度残っていた。また名誉職経験者は、微禄者も少なくなかったが、やはり輩出率は80石以上の平士層が高かったことがわかる<sup>80</sup>。

また表Ⅲ-14によって年齢層をみると、書記以上は県官吏等の判任官とあまり変わらないが、雇・使丁・番人等は県官吏の「その他」以上に高齢者の割合が高い。これは県官吏では使丁・番

人等がカバーされていないことが影響していると思われる。こうして市吏の平均生年は1844.8年であり、石川県官吏よりさらに高齢層にシフトしている<sup>81</sup>。中高年の下級武士だった士族にとって、当然ながら市役所のこうした使用者が最も就きやすい公務職であった。要するに市制施行時にすでに42歳以上の中高年齢層である1847年以前出生者には市行政の中核を担うに足りる者は相対的に多くなかったのであろう。

そしてとくに書記や雇のポストは政争によって左右された。すなわち同市の市会では、市制施行以来1896年まで士族議員が過半数を占め続け、若年者と異なって学校教育を受けたうえでより上級の職をめざすことが事実上不可能な中高年齢層のとりわけ微禄の旧下級家臣層が、生活の糧を得るために、市吏の職に就かんと派閥に分かれて激しい市会議員選挙の戦いを展開した。その結果、市議選挙が終わるたびに市吏の大量解雇と大量任用が繰り返された。同市の吏員雇用はいわば政治的派閥によって自派下層士族の失業救済策として利用された。事実、金沢市の吏員数は異常に多く、同市は市制施行以降明治期を通じて有給吏員数の対人口比はほぼ一貫して全国第1位を占め続けた<sup>82</sup>。表Ⅱ-5によると、他の官公吏と異なって、1828~57年出生の3コーホートはいずれも5%台という安定して高い輩出率を示しており、一見長期勤続を意味しているかのようであるが、内実は激しい離職と就職が見られたのである。

## (6) 専門職

専門職に分類したのは、156名であり、そのうち医師は123名と大部分を占める。残りは、代言人・弁護士9名のほか、会社役員、会社員、前田家等の使用者、民間の教育職などである。金沢市の医師・代言人（弁護士）も、陸海軍将校と同様に複数の医師名簿・代言人名簿によりほぼ網羅でき、他方その他の専門職については到底網羅しえないと思われるので（また市外・県外の医師も同様）、ここでは医師・代言人（弁護士）について簡単に検討する。

まず医師については、前掲『医師薬剤師名簿』（1893年）には、金沢市に284名掲載されているが、そのうち「1890年士族名簿」などで士族と判明する者が111名（ほとんどは士族戸主）、住所・氏名等で士族と推定される者が22名いた。したがってこの頃同市の医師のほぼ半数は士族だったものと推定され、士族比率の高さが明らかである。

医師は名簿によって大部分の者について年齢が判明するので、データに軍将校と同様に表Ⅲ-15に旧禄高が不明な者が多くなっている。同表（および表Ⅱ-3）によると、輩出率はやはり40~299石層の方が高いが、切米取・扶持米取が多く、40石未満層も少なくない。これは中高年の士族医師の多くは元藩医と思われ<sup>83</sup>、藩医の禄高は藩主の侍医などを別にすればそれほど高くなかったことによるのであろう。また1847年以前出生者の割合は49%と市吏員に次いで高い。これも医師は高齢者でも営業できたためと思われる。むろん比較的若い層もいた。すでに1874年に医師は免許制になってその試験合格が必要であり、西洋医学の習得も必須ではあったが、医師の場合は養子を含む世襲が多かったはずであり、この時期の医者の世界は若い層を含めて藩政期

表Ⅲ-15 金沢士族・医師の禄高

生年	知行取	切米取・ 扶持米取	40石 未満	40～79 石	80～299 石	300石 以上	小計	禄高 不明	計
1806-1807								1	1
1808-1817									
1818-1827	1	4	3	1		1	5		5
1828-1837	5	16	13	4	4		21	6	27
1838-1847	3	7	6	2	2		10	11	21
1848-1857	6	9	8	5	2		15	21	36
1858-1867	1			1			1	17	18
1868-1869		1	1				1	2	3
小計	16	37	31	13	8	1	53	58	111
生年不詳								12	12
総計	16	37	31	13	8	1	53	70	123

の構成をかなりそのまま継承していたのではないと思われる<sup>84</sup>。また医師のうち 1888 年に 300 円以上所得者は 11 人いるが、有力病院の医師や特別著名な医師は別として、それほど高額な所得を得ていたわけではない。

これに対して代言人（弁護士）は、前掲山本光稔編『日本帝国代言人姓名録』（1887 年）によると他府県でも石川県士族がある程度存在するが、当主でないためか「1890 年士族名簿」で見出せるものは少ない。他方、金沢始審裁判所所属の者は 13 名記載されており、うち石川県士族 8 名、大阪府士族 1 名、平民 4 名となっており、やはり半数程度は地元士族であった。

さて「1890 年士族名簿」に見出される 9 名の代言人のうち 8 名は金沢で活動していた者であるが、代言人も明治初年と異なってこの時期にはすでにその就任には資格試験制度があり、明治法律学校卒などの者も存在することがわかっている。しかるべき教育が必要という点で、代言人（弁護士）への道は官吏に類似した点があるといえる。また弁が立つことを武器に、9 人のうち 6 人までが 1890 年代以降市議・県議にも選出されており、4 名は 1888 年に 300 円以上所得を得ていた。さらにサンプルが少ないが、旧禄高などをみても中級武士家の出身者が多いようであり<sup>85</sup>、子息も社会的に活躍した例がやや目立つ<sup>86</sup>。おそらく藩医と同様に、藩政期の役職の技能を生かした者たちもいたものと思われる。

### （7）金沢市上位所得者の中の士族

1888 年と 1901 年の金沢市上位所得者の中で士族がどの程度の比重を占めるかをみるために、表Ⅲ-16 を作成した。1888 年は所得額 300 円以上、1901 年は所得額 500 円以上である。むろんすべての人物の族籍が判明したわけではなく、とくに 1901 年については族籍判明率が低く、参考程度にみられたい。ただし 1888 年については、「1890 年士族名簿」によりかなり正確なものとなっているはずである。1888 年には他府県士族をあわせて実に 4 割近くも士族が占めていた<sup>87</sup>。もっとも金沢市本籍人口のうち士族の占める割合は、1898 年で 35% も占めていたか

表Ⅲ-16 金沢市上位所得者と士族

	計(A)	石川県 士族(B)	他府県 士族(C)	B/A (%)	C/A (%)	(B+C)/A (%)
1888年	495	114	74	23.0	14.9	38.0
(参考)1901年	911	147	72	16.1	7.9	24.0

注：1888年は300円以上所得者，1901年は500円以上所得者。  
1888年・1901年所得は，本文注51の文献による。

表Ⅲ-17 金沢市上位所得者と士族 (1888年)

課税所得	石川県 士族	他府県 士族	士族計	他府県 平民	不明・石 川県平民	総計
2,000円以上	2	5	7		3	10
1,000～1,999	8	12	20	3	16	39
700～999	9	10	19	1	23	43
500～699	26	12	38	8	53	99
300～499	69	31	100	8	196	304
計	114	70	184	20	291	495

注：1888年所得は，本文注51の文献による。

ら<sup>88</sup>，他府県士族を別とすれば，じつは上位所得者の金沢士族輩出率は平民より低いことになり，士族と把握できていない者がある程度存在しているとしても，決して上位所得者への輩出率は平民より高くない。ここでは他府県士族の比重が高いことが特徴であり，それは官吏・陸軍将校として金沢に赴任している高所得者の他府県士族の存在によっている。そして300円以上所得者の中で，高額所得層ほど他府県士族の比重が高まっている（表Ⅲ-17）。1888年300円以上所得の金沢士族114人の職業内訳は，商人11，官吏18，軍人8，県官吏23，専門職（医師・代言人・企業家等）23などとなり，やはり公務職が44%を占めている。商工業など民業で所得税を納めるほど成功したといえる旧加賀藩家臣の士族は，やはり数少なかったといえよう<sup>89</sup>。

#### Ⅳ 階層別にみた武士の行方

次に武士の階層ごとの特徴を検討する。これまでは，各職業における士族のあり方を中心に量的に観察した。個別事例をあげていっても全体を構成する数が大きいため一般化のための根拠づけは困難であり，それによっては全体像に迫れない。しかし上級武士については，もともと人数は限られており，個別事例を提示することの意味は少なくないと思われる。まず禄高1万石以上武士12家の当主の近代から検討しよう。対象時期は1900年代以降についても必要に応じて言及する。

##### (1) 万石以上層<sup>90</sup>

加賀藩には，万石以上の上級家臣が12家あった。八家とよばれるもののほか4家である。子弟の高等教育機関の進学率はきわめて高いが，他方で富裕と格式のため無職ないしそれに近い場



合もあった。大半は1900年に男爵を授けられ、華族となった。したがってこの層の近代は、本稿の対象とする士族というよりも、小大名の近代がもつ性格に近いというべきであろう（上級武士の金禄公債証書受領額、履歴などを示した表IV-1を参照）。

① 本多政以（1864-1921, 5万石）<sup>91</sup>

加賀藩最大の家臣本多家の当主本多政以は、明治期にも金沢の政治経済界のリーダーであった。4歳時に父政均を政敵に暗殺されて家を継承した政以の主な経歴は、次のようである。

1869年 父本多政均暗殺され、家督を相続

1887年 所有地内で養蚕を開始、のち製糸場を開設、さらに羽二重機業場に拡大

1893年 前田侯爵家評議員

1898年 石川県農工銀行頭取

1900年 男爵を授爵。またこの年、伊藤博文を補佐し、立憲政友会創立に参加（創立委員・総務委員、1903年協議員）

1904年 貴族院議員

彼は筆頭国家老の嗣子ゆえに、受けた教育も格別であった。まず幼少時、藩主前田家の嗣子である前田利嗣の御学友として東京の前田家学問所で学んだのち、本多家が政以のために1872年に本多邸の近くに設置した維新舎という小学校の舎内で、旧本多家家臣の子弟十数人を学友として寄宿生活をした。その後17歳（1880年）の時、良師を求めて再び東京に出て、勝海舟の教えを受け、さらにその指示で小永井小舟の塾や大阪の南岳の塾に入り、また東京の鳥尾得庵、京都の独園などを師として学んだ。このような教育の受け方は、じつは藩政期における人持組頭（八家）の嗣子の教育をほぼ踏襲している。これら最上層の武家の後継者教育は、「幕末に至るまで藩校では全く行われず、京都に遊学する場合が多かったようであり」、遊学前後の時期は数人から十数人の文武にわたる専門の家庭教師から指導を受けたといわれている<sup>92</sup>。

成人してからはとくに旧本多家家臣の生活に配慮しつつ、名望家として生きた。たとえば1880年代末には家財の一部を売却・換金し、その資金の利子を旧家臣の子弟に貢いだという。さらに上記のように1887年に広大な所有地内に桑園を拓いて養蚕を始め、91年に葵製糸場を開設した。これは93年には手織機を設置した羽二重機業場として経営を拡大した。1888年の所得額は2,156円と金沢市で第5位であり、1900年頃の資産額は16万6,300円余（土地1万8,300円、公債株券3万8,300円、営業資本5万円）とされ、旧加賀藩家臣の中で「鉾山王」横山家に次ぐ額であった<sup>93</sup>。生活面では、男女24人もの使用人を抱え、1ヶ月の生計費は約800円というから、「金沢市民上流ノ生活」と評価されているのはもちろん、かつての筆頭国家老時代と変わらない生活水準を保っていたと考えられる。

しかし機業場経営などは利潤最大化をめざしたものではなく、旧家老家の体面を保つために上質の製品を作ることが追求され、利潤追求はともすれば二の次となったという<sup>94</sup>。結局、1921年の政以没後、嗣子政樹（1885-1958）は、本多家の整理を行ったとされ、政治的活動、名望家と

表Ⅳ-1 旧加賀藩上級武士の金禄公債受領高など

氏名	公債高 (円)	公債年 利(%)	年利子 額(円)	知行 (石)	1900年資 産額(円)	1900年 使用人数	爵位	本人の主たる職歴等	嗣子	嗣子の学歴	嗣子の主たる職歴等
本多政以(1864-1921)	27,339	5	1,366	50,000	166,300	24	男爵	機業場経営, 石川県農工銀行頭 取, 前田家評議員, 貴族院議員	本多政樹(1885-1958)	京都帝大卒 (克運の嗣子基連は東京 帝大卒)	加賀銀行, 倉庫精錬等取締役, 貴族院議員 (克運の嗣子基連は三井銀行行 員)
長成連(1844-1879)	26,695	5	1,334	33,000	71,600	9	〃	尾小屋銅山経営, 前田家家事顧 問・評議人	長克運(1875-1901)	専修学校卒	銅山経営, 貴族院議員
横山隆平(1845-1903)	20,819	5	1,040	30,000	450,000	20余	〃	金沢市長, 尾山神社宮司, 1903 債務不履行	横山隆俊(1876-1933)	早稲田大学卒	
奥村栄滋(1853-1923)	16,715	5	835	17,000	16,200	5	〃	帝國大学農科大学卒, 林技師, 貴族院議員	奥村栄同(1886-1944)	1909盛岡高等農林卒	金沢市役所勤務
村井又六(1861-1900)	15,414	5	770	16,500	13,100	〃	〃	農商務省山 林技師, 貴族院議員	村井長八郎 (1881-1945)		農商務省山林技師
今枝紀一郎(直規)(1870-1942)	11,615	5	580	14,000	50,300	5	〃	病により帝國大学法科大学中退	今枝外二(1901-1978)		1903債務不履行, 大沢野間製配 水会社取締役
奥村朋友(1842-1887)	11,079	5	553	12,000	10,000	2	〃	尾山神社副宮	奥村朋英(1865-1930)		電気瓦斯監査役
前田直宣(1841-1879)	12,128	5	606	11,000	77,800	3	〃		前田直行(1866-1943)		前田家家令, 芝浦製作所・金沢 電気瓦斯監査役
前田豊(1847-1887)	11,421	5	571	18,000	10,800	3	〃		前田孝(1872-1937)		尾山神社宮司, 1903債務不履行
本多貞五郎(政好)(1871-?)	8,087	5	404	10,000	16,600	3	〃				
横山政和(1834-1893)	7,527	6	451	10,000	10,000	5	男爵	氣多神社, 白山日畔神社宮司	横山隆起(1871-?)	帝国大学法科大学卒	北海道庁参事官
津田玄蕃(断波蕃)(1843-1907)	?			10,000	13,000			前田家家扶, 明治商案銀行監査役	斯波忠三郎 (1872-1934)	1894帝国大学工科大学卒	東京帝大教授, 工学博士, 貴族 院議員
成瀬吉勝	7,538	6	452	8,000					前田通貞(1876-?)	慈恵医専卒	小児科医・医博
前田道益(1822-?)	5,403	6	324	7,000							
青山敬太郎(将監・直次) (1831-1893)	4,271	6	256	7,650							
玉井貞寛	4,462	6	267	5,000							
不破為義	5,386	6	323	4,500							
中川典克	5,214	6	312	5,000							
西尾尊倫	3,376	6	202	4,300				精研布製造会社社長			
松平康蕃	4,967	6	298	4,000				小間物商			
伴方義	3,376	6	202	5,000							
多賀直春	3,376	6	202	5,000							
有賀政則	3,022	6	181	1,600							
石黒田鶴	1,563	6	93								
吉野貞教	1,231	6	73								
丹羽直祐	639	7	44								
原田篤直	852	7	59								

(出所) 公債高:『石川県史』第4編(1931年)1205-1207頁。高知行の者は他に多いが, 本表は判明する者のみ。

1900年資産額・使用人数:『授爵録』(宮内庁書陵部所蔵)。

しての活動のために、明治中期以降、資産の蓄積はなかなか容易ではなかったようである<sup>95</sup>。

② 長克連（1875-1901, 3万3千石）

長家は、本多家に次ぐ有力家老家であった。しかし明治中期の当主克連は、父の成連が1879年に没してわずか4歳で家督を継承し、まだ「勤学中」の1900年に男爵位を授けられたが、その翌年に26歳で早世してしまう。1900年頃の資産額は7万1,600円余（土地1,100円、公債株券2万8,700円、現金2万円）、使用人は男女9人、1ヶ月生計費約230円とされ、やはり「金沢市民上流ノ生活」と報告されている。克連には子がなく、このため長家は本多政以の次男基連（1890-1954）を養子に迎えた。基連は東京帝大を卒業し、三井銀行員となり、貴族院議員も歴任している。

③ 横山隆平（1845-1903, 3万石）

横山家は禄高第3位の前田家家臣である。横山家が石川県の尾小屋鉦山開発を契機に銅山経営などにより実業家として大きく成長したことはよく知られている。家老クラスの大名家臣が近代になって資本家・実業家として成功した全国でも数少ない例である。

1861年 家督継承

1878年 石川県能美郡尾小屋村にて銅山を創始

1881年 前田侯爵家家事顧問

1886年 前田侯爵家家政評議人

1900年 男爵を授爵

1888年・1901年における石川県上位所得者一覧でも、横山家の所得額は突出した高額の第1位・第2位を占めていた<sup>96</sup>。『授爵録』には、1900年頃の資産額は45万円とされ、1年間の銅売却高は30万円、「掛員」（職員）41人を使用し、「最上ノ生活」を送っているとされている。

ただし同家の事業はのちに1920年恐慌で大打撃を受け、結局昭和恐慌期に横山家と合名会社横山鉦業部は破産し、同家は尾小屋鉦山を手離した。

④ 奥村栄滋（1853-1923, 1万7千石）

奥村栄滋は家老家出身で金沢市長になった点が特徴的である。

1869年 家を継承

1871年 東京で、川田剛に従って漢籍を読み、和歌算数学を学ぶ

1875年 尾山神社祠官

1891年 市参事会員

1897年 金沢市会議員

1898年 金沢市長（～1902年）

1900年 男爵を授爵

1902年 尾山神社宮司

若くして祠官に就き、また市長退任後に宮司に就任した尾山神社は、藩祖前田利家を祀る別格

官弊社という高格の神社であり、家老家出身ならでの就任だったであろう。その官司ら神職(1887年までは神官)は待遇官吏(1887年までは官吏)であり、こうした官国弊社の神職に選任されることで、俸給を受け取ることができた。ただしそれはそれほど高額ではなかった。官司・禰宜は奏任待遇であったが、1890年代前半頃はそれぞれ月30円、15円と、判任待遇の師範学校教諭・助教諭クラスであり、判任待遇の主典にいたっては巡査並みの月8円にすぎなかった<sup>97</sup>。とはいえ公債などの資産を所有していたと思われ、1888年の所得額は500円であり、実際、1900年頃の資産額は1万6,200円余、1ヶ月生計費200円、生計の状況は「金沢市民上流ノ生活」とされている。

しかし1898年に第3代金沢市長に就任したものの、退任後まもなくの1903年には債務不履行に陥り、動産が競売される事態になった(後述)。その後の消息は不明であるが、無職かそれに近い状態だったと思われる。

⑤ 村井又六 (1861-1900, 1万6,500石)

村井又六については詳しい記録は見当たらず、先代の村井長在没後、家督を継ぎ、数年して退隠し、1900年頃に長八郎が家督を継承したようである。村井長八郎(1881-1945)については、以下のとおりである。

1900年 男爵を授爵。この時点で、金沢市で「勤学ス」とされている<sup>98</sup>

金沢第一中学校卒業後、盛岡高等農林学校に進学し

1909年 同高等農林学校林学科卒業

農商務省石巻小林区署長などを経て

1921年現在 農商務省水沢小林区署長

1931年現在 農商務省青森営林局長<sup>99</sup>

彼も典型的な学歴エリートであり、高級技官となったわけである。

⑥ 奥村則英 (1865-1930, 1万2千石)

奥村則英は、先代則友(1842-1887)の婿養子であり、1889年に家督を継承した。1900年頃の資産額は1万円円で「金沢市民上流ノ生活」を送り、男爵を授爵されたが、職業は「無シ」とされ、やはり1903年に奥村栄滋らと同様に債務不履行に陥った。しかしのちに大沢野開墾配水会社取締役などを務めていたことがわかっている。

⑦ 前田直信 (前田土佐守家) (1841-1979, 1万1千石)<sup>100</sup>

維新时期に当主だった直信は以下のように早世した。

1869~1870年 金沢藩大参事

1873~1875年 尾山神社祠宮

1879年 39歳で死去

直信の嫡子前田直行(1866-1943)が家を継ぎ、その履歴は以下のようにやや詳しくわかっている。

- 1878年 家督相続（13歳時）
- 1879年 父前田直信死去
- 1885年 八家の横山隆平長女茂樹と結婚
- 1897年 前田侯爵家金沢用弁方（家令）に就任
- 1900年 男爵に叙任  
前田侯爵家家令を辞職
- 1902年 前田侯爵家邸建設委員に就任
- 1903年 前田侯爵家家宝臨時調査委員に就任
- 1905年 前田侯爵家家令事務取扱に就任
- 1906年 前田侯爵家家令事務取扱を辞職
- 1908年 芝浦製作所監査役に就任
- 1916年 前田侯爵家評議員に就任
- 1922年 芝浦製作所監査役を辞職
- 1943年 金沢にて死去

直行は、前田侯爵家の役職からある程度の所得があったはずだが、芝浦製作所・金沢電気瓦斯会社の監査役（後者は大正期ころ）以外はほとんど職業らしいものに就いていない。1888年の所得は300円であったのに対して、1900年頃の資産は7万7千円余に増加しており、『授爵録』は4千円近い収入を見込んでいる。この頃東京に居住して生計は「豊裕ナル生活」とされているが、この資産増がいかんして可能だったか明らかでない。次の前田豊とはほぼ同額の金禄公債証書を受領し、また同様に資産家横山家から妻を迎えているが、所有資産額に大きな開きができていた。

⑧ 前田豊（1847-1887, 1万8千石）

- 1870年 金沢藩大属
- 1887年 没により、嫡子孝が継承

豊を継承した前田孝（1872-1937）は、1888年の所得は500円、1900年の資産額は1万800円、生計状況は「金沢市民上流ノ生活」とされたが、職業はなく、1903年にやはり債務不履行に陥った。しかしのち尾山神社宮司となり、孝の次代孝行（1894-1954）も尾山神社宮司を歴任している。前田孝は1900年に男爵を授爵。

⑨ 今枝直規（1870-1942, 1万4千石）

今枝家は、人持組最高の禄高1万4千石であった。明治期の当主直規は、1874年に先代直邦から家督相続した。その後の経歴は以下のようなものである。

- 1890年 帝国大学農科大学入学
- 1893年 農科大学乙科（林学専攻）を卒業して、農商務省営林主事となる  
翌年までに岩手大林区盛岡小林区署長・宮城大林区栗駒小林区署長などを務める

1894年 農商務省を辞す

1898年 石川県勸業事務を嘱託される (林務担当)

1899年 石川県嘱託を辞す

1900年 男爵を授爵

1900年頃から、羽二重業を経営

1900年頃の資産額5万円余で、生計状況はやはり「金沢市民上流ノ生活」とされた。この家も資産をどのようにして蓄積したか不明である。

さらに、明治末から大正期にかけて東京に居を移して、再び農商務省に勤務、同省山林局山林技手・技師となり、1916年には農商務省『林業試験場研究報告』に杉苗赤枯病に関する論文を掲載している。

1925年～1939年 貴族院議員

1942年 死去

⑩ 斯波蕃 (津田正邦, 通称玄蕃, 1843-1907, 1万石)

明治初年の戊辰戦争で勇名を馳せ、その後、金沢藩少参事、権大参事心得を歴任した。明治に入り、津田玄蕃から斯波蕃に改名。廃藩後の事績はあまり知られていないが、

1889年 前田侯爵家家扶

1899年 前田侯爵家家扶を辞す。同年、明治商業銀行監査役に就任。この頃、東京在住で生計の状況は「豊裕ナル生活」とされる。

1900年 男爵を授爵

1907年没、嫡子忠三郎、家を継承

嫡子斯波忠三郎 (1872-1934) の履歴は以下のようなものである。

1894年 帝国大学工科大学卒業, 大学院進学

1899年 英仏独留学

1901年 東京帝国大学工科大学教授

のち東京帝大航空研究所所長, 貴族院議員

忠三郎の弟孝四郎 (1875-1971) も、1899年に東京帝大造船科を卒業し、三菱合資会社に勤務し、三菱造船長崎造船所造船部長、三菱航空機会長などを歴任している<sup>101</sup>。このように斯波家は日本の造船・航空技術を担う人材を出し、さらに斯波蕃の養弟斯波淳六郎 (1861-1931) は帝国大学法科大学教授を経て内務省宗教局長や神社局長を務めるなど、多方面に著名人を輩出している。

⑪ 本多政好 (1871-?, 1万石)

1873年、先代死去により、後を承ける。高等学校を卒業後、帝国大学法科大学に入学したが、病気により退学、1900年当時、金沢市で家居。しかし生計の状況は「金沢市民上流ノ生活」とされている。ただしその後の消息は不明。

## ⑫ 横山政和（1834-1893, 1万石）

幕末維新期の藩政に活躍したが、その後は、気多神社・白山日咩神社宮司を歴任したことくらいしか知られていない。1893年没後横山隆起が継承し<sup>102</sup>、彼は帝国大学法科を卒業し、1900年頃北海道庁参事官（年俸1,100円）で、「現官ノ体面ヲ維持スル程度ノ生活」状況とされていた。

以上のように、万石以上家老層は、1900年頃すべて資産額1万円以上を所有し、ほぼ全戸が富裕な生活を送っていたといえる。子弟を含むこの階層の高等教育機関進学率はきわめて高く、卒業後も顕著な学歴エリートとして活躍する場合もあったし、実業の場合はかなり大規模な経営の経営者・役員であり、この時点ではほぼ順調だったといえよう。他方でそうでない場合は、反対に無職ないしそれに近い場合が多かった。つまり彼らにとって、富裕と格式の高さゆえに、庶民的な生業への従事といった中間的な選択肢はほとんどありえなかったといえる<sup>103</sup>。

またこの層の家は、ほとんどが相互に婚姻・養子により姻戚関係をもっていた。前述のように長家は本多政以の次男を養子に迎えた。また横山隆平の妻は奥村栄滋の妹であり、前田孝と前田直行の妻は横山隆平の娘といった具合に、上級家臣各家は互いに武家としてほぼ同等の格を基準に姻戚関係をもっていたから、これは経済的変動の際の一つの保険となったであろう。

さて、以上の1万石以上12家のうち①～⑩の10家の当主が、1900年5月に男爵になった。これは、諸侯の1万石以上家臣（またはその後継者）25名が一斉に男爵に叙爵されたことの一環であり、家老華族の濫造といわれるものである（ただし斯波蕃は戊辰戦争の功績により授爵された）<sup>104</sup>。この時、万石以上家臣でも、500円以上の年取がなかった者や大蔵省の「辛未禄高帳」の記載では万石未満だった者などは男爵になれなかったのであるが、加賀藩では本多政好と横山隆起の2家は、大蔵省記録では7,000石だったため、爵位を与えられなかった。斯波蕃も、大蔵省記録では8,500石とあるから、戊辰戦争の武功がなければ男爵になれなかったであろう。しかし上記の12家はいずれも1900年時点では資産1万円以上を所有しており、5%の利率を掛けて算出した収入は年500円以上となるから、その点では華族になる資格はクリアしていたのである<sup>105</sup>。加賀藩の万石以上家老はこの時点では「没落」した者は皆無であった。

ところが、この後まもなく、家計のバランスシートが悪化し、進退窮まったケースが3家同時に起こった。前述のように、1903年に奥村栄滋・前田孝・奥村則英の3男爵家が、債務不履行に陥り、財産差押えのうえ動産が競売にかけられたのである。

当時の『北國新聞』の報道によれば<sup>106</sup>、じつは少なくとも数年前からこれら旧家老家の家計は困難に陥っており、1900年に上記10家が男爵になった際も前田利嗣侯爵は彼らの前途を案じて支援策を検討していたものの、同年に死去してしまった。授爵の際の資産調査には、負債は考慮されていなかったようである。一旦は前田家が幾分かの支援を行ったものの効果を見ず、旧家老家中最有力の本多政以・横山隆平両男爵が整理策を講じつつあったが、1903年に今度は横山隆平が死去してしまった。そこで本多政以が再度前田侯爵家に取り計らって同家からの相当の補助

を受けることになったというが、やはりそれだけでは足りなかった。40名余の債権者の会議開催の後、一部債権者の高利貸たちが裁判所を介して財産差押えの拳に出て、執達使による家財什器の競売に至ったという。1903年11月12日付の『北國新聞』は、上記3男爵家について、

常に経済上に経験を有せざると一定の収入を得ざるとに抛り自然手許の不如意を感ずるは免かれざる次第にして其の間華族の体面を保ち却つて経費の膨張を見るに至り益々窮境に陥みれり

と記している。弁護士の調査によっても、彼らは遊興放蕩に費消したわけではなく、とくに直近の1~2年のうちに高利貸からの無担保高利借入のため負債額が急増したという。こうして、3男爵の負債は総計12万円に上り、このうち奥村栄滋が最も多く9万円（債権者60名）、次いで前田孝6万5千円（同40名）、奥村則英2万円（同12名）となっている（連帯借用分を重複計上しているため、合計額は12万円を超えている）。結局家資分散法に基づく完全な身代処分にまでは至らず、華族身分も維持されたが、旧家老家の権威失墜はもとより前田侯爵家の信用も揺らぎかねない問題であった。

明治期において、叙爵の際はほとんどの場合に天皇から多額の下賜金が授与され、男爵については1万円が下賜されたという<sup>107</sup>。これはきわめて高額な下賜金であり、彼らの経済的基盤を強化したはずである<sup>108</sup>。加賀藩家老男爵が1万円の下賜金を受け取ったかは、『明治天皇紀』に何も記載がないので不明であるが、下賜金が与えられたとしても、彼らの負債はそれをはるかに上回るものだったのであり、下賜金は焼け石に水に近かったようである。

さらに興味深い点は、この時これら男爵の依頼を受けて財産処分の任に当たった西永公平・河合成一両弁護士が旧加賀藩士の士族であり、前田侯爵家との連絡に務めるなど尽力したのは当然だったとしても<sup>109</sup>、債権者の中にも旧加賀藩士がみられたことである。60名以上にも上る債権者の全氏名はわからないが、新聞報道に現れる9名の債権者のうち、少なくとも3名は貸金業などを営む士族であり、債権者間の配当受け取りをめぐり争っている。ここには藩政期の武士と町人、武士内部の序列秩序は完全に崩壊していることが窺える。

とはいえ、万石層とくに人持組頭（八家）ないし男爵層が著しく困窮する状況になった場合、旧藩主家の信用問題ともなりかねず、また旧陪臣なども救済に尽くそうとするなど、周囲がそれなりの対応を行う場合が多い。実際、前田直行が前田侯爵家の家令や芝浦製作所等の監査役に就任したり、前田孝が尾山神社宮司に就くなど、自力でエリートコースを開拓できない場合も、高格の神社宮司や企業の監査役などに就任してなんとか体面を保つ場合が多かった<sup>110</sup>。しかし次の、旧階層が一段下で、万石以下とはいえ高禄の藩士たちは、一方では体面を保つ必要を感じながら、他方ではそのような周囲の配慮に依存できない場合が多く、経済的には衰退していった例が少なくなかったとみられるのである。



## (2) 300石以上万石未満層

まず、万石以下で千石以上武士については、その行方が不明な場合がきわめて多い。しかし詳細に判明する事例がいくつかある。3千石の大身篠原出羽守家については、最近子孫により代々記が作成された。

篠原家は、加賀藩初代藩主前田利家の妻おまつの親戚筋にあたり、代々加賀藩の大身として続き、明治初年の当主篠原一貞（1830-1887）は草高3千石であった<sup>111</sup>。

この頃、一貞は小参事・大参事などを務め、1870年には「御用済み」となるが、幕末以来の藩への貢献により、金沢藩から金250両を与えられている。この後の一貞についての記録はないので、無業だったであろう。

一貞の嫡子専次郎（1858-1924）の経歴は以下のようである。

1858年 生まれ、大学南校に学ぶ。

1879年 石川県金沢医学所教授補助、同助教心得、同助教嘱任

1880年 石川県金沢医学所教諭嘱任

1881年 石川県金沢医学所二等助教諭

1887年 石川県甲種医学校助教諭試補

1898年 真宗加賀中学教授嘱託（翌年、依願解職）

1905年 留守第九師団臨時雇員・金沢俘虜収容所勤務（同年12月まで）

1924年 死去

さらに専次郎の長男一慶（1884-1950）の経歴は次のようである。

1887年～1890年 石川県尋常師範学校附属小学校保育

1896年 同校高等小学校第二学年修業

1901年 石川県第一中学校卒業

1906年 第四高等学校予科第一部卒業

1909年 東京帝国大学英文科卒業、第四高等学校講師嘱託

1910年 兵役免除

1911年 第四高等学校教授

1942年 第四高等学校教授依願退職

ちなみに一慶の長男一恭、次男一俊も、それぞれ京都帝大、東京帝大という最高学府を卒業し、民間企業に採用されている。この家の子弟も、やはり万石以上層と同様に、絵に描いたような高等教育を受けて、教職等についている。石川県尋常師範学校附属小学校とは、第二次大戦後の金沢大学教育学部附属小学校の前身である。石川県第一中学校とは、同じく戦後の石川県立金沢泉丘高校の前身である。現在でも、金沢の富裕層および知識階層においては、子弟をまず金沢大学附属幼稚園や附属小学校に入学させ、次いで県内切っでの進学実績を誇る金沢大学附属高校か県立泉丘高校等に進学させて有力大学をめざすというのがエリートコースになっているが、一

慶のたどった教育コースは、それと同じである。明治期に金沢士族が子弟を師範学校附属小学校に就学させる理由として、授業料が無料だったからという記述があるが<sup>112</sup>、むしろ現在のそうしたエリート教育コースはすでに遅くとも明治中期には形成されており、また明治の士族社会には現在に類似の階層と子弟の教育コースがリンクした構造が形成されていたことを窺わせる<sup>113</sup>。

もう一人、歌人として著名であり、現在では日記も公開されているため、履歴がわかるのが、旧禄2,500石の成瀬主税（正居，1828-1902）である<sup>114</sup>。

1854年 父正敦没により跡目相続

藩政期は、定火消役，壮猶館御用主附，小松御城番，魚津在住，越中泊在番，寺社奉行，御近習御用などを歴任

1869年 金沢藩権小参事

1873年 石川県出仕，学務担当

1882年 白山比咩神社禰宜 宮司を助けて白山神社献詠集などを編纂す

1902年 没，75歳

彼は、明治になった時点ですでに40歳になっていたから、新たに技能を身につけて時代に適応していくことが困難だったため、比較的短期間県官を務めたほかは、神職を務めるかたわら芸能の世界に生きたようである。このように明治になって芸能に生きる道を見出した旧上級武士は、統計的に明らかににはできないが、比較的多いかもしれない<sup>115</sup>。上級武士は相対的に茶道・能などに本格的にたしなむことが多かったと推測されるからである。

その他にやや詳しくわかる事例としては、藩主前田家の分家にあたる前田道益（7,000石，1822年生，表Ⅳ-1参照）の長男前田道貞（1876年生）が、慈恵医専を卒業し、横山家の経営する平金鉦山医局長などの勤務後，1908年以降小児科医を開業した例とか<sup>116</sup>，前田孝央（前田監物家，3,000石，1848年生）が1890年代に市書記を務め，弟前田孝階（1858-1910）が司法省法学校卒業後判事となり，1908年頃宮城控訴院長を務めていた例などがあるのみである<sup>117</sup>。これら以外にも，石川県官吏や地元企業経営者等になっているわずかの例はある。しかし藩政期に代々数千石の大身だった家系の多くが，明治期になると杳として行方がわからなくなるのは一見不思議でさえある。

千石以上万石未満層は，ほぼ人持組層にあたる。江森一郎によれば，藩政期に加賀藩人持組の嫡子は家老・若年寄・諸奉行など重職を務めることが予定されているので，幕末の藩校において最も重要な教育対象者であったが，難解な漢籍の読解ができなくても高位の役職が保証されていたから，彼らが藩校への通学に最も不熱心であり，下級藩士である藩校教師の最大の悩みであったという<sup>118</sup>。規律化がなされず，モラルハザードが生じていたのである。こうした点とこの層の明治期における消息不明率の高さと関係があるかもしれない。さらに上級武士ほど，学歴を積むことは，芸能を極めることと同様に，将来の職業へのステップとしての意味だけではなく，それ自体価値のあるものとして認識する傾向が強かった可能性がある。その点では，この層も一面で

は万石以上武士に近い特徴をもつ。しかし困窮した場合、万石以上層と異なって、旧藩主や陪臣層などからの支援は容易に差し伸べられず<sup>119</sup>、しかも下級武士とは異なってもちろん生業の世界からも遠く、結局行き場がなくなってしまった者が多く出たのではないだろうか。

千石未満でも500石以上層あるいは300石以上層の動向とその背景も、千石以上層とさほど変わらないようである。300石以上層もほぼ全部が平士の中上層であり、たしかに表Ⅱ-5をみると、300～999石層の官吏などの輩出率は千石以上層より若干高く、上記のような上級武士の性格がやや薄らぐように思われるが、実数をみるとわずかの人数の相違で輩出率は大きく異なってくるから、千石以上と千石未満でそれほど明確に性格が異なるものではなからう。

「1890年士族名簿」は1890年時点で金沢に籍を置く士族戸主名簿であり、この時点でなお市内在住の者も多かったかもしれない。しかし他の層（とくに80～299石層）より官吏・将校などに転身していった者の割合が低く、しかもまだリタイアする年齢ではない層でも何の情報も得られない者が大量に存在していたことは、上級武士ほど生活と社会的地位の変動が激しかったという小山隆の主張がこの層について当てはまることをある程度裏づけるものと思われる<sup>120</sup>。

### (3) 40石以上 300石未満層

この層は、平士下層と与力という侍層、さらに御歩など徒士層が含まれるが、商人以外の官吏・県官吏・陸海軍将校・市吏・専門職いずれにおいても、輩出率が最も高い。40石未満の下層と異なってもともと商業や手工業などの生業と切り離され、基本的には事務・管理業務に代々従事していた層であり、明治になってそれと直接接続するのは上記のような公務職であったことはいまでもない。そして世襲という既得権が廃止され、最上級武士とは異なって頼れるものはせいぜい親族ぐらいたったから、自力で未来を切り開いていくほかはなく、過去の威厳・格式にこだわる程度は少なかったであろう。とはいえ他方で最下層武士出身者とは異なって中間管理職ないし指揮官としての誇りもあったはずである。これらは彼らの生活態度を規律化させる要因となり、貧困の中でも指揮官としての将校や高等文官をめざす者を相対的に多く出すことになったと思われる。しかし実際には、誰でも様々な困難なルートを模索した高学歴を積んで学歴エリートとしてふさわしい官職に就けるわけではなかったから、縁故によりまた地元での市議選挙活動などに連なって下級県官吏や市吏の職を求めた者も相対的には多かったのであろう。医者や代言人の輩出率が相対的に高いのも、藩医といった藩政期との連続性や官公吏志向を生み出すこの層の特性に類似した要因によるものと思われる。

### (4) 40石未満層

この層は母数が他の層より格段に多いため、実数からいえば、すべての業種についてこの層から出た者が最も多い。しかしこの層には40石以上層と異なった顕著な輩出率の特徴があった。この層の多くを占める武家奉公人たる足軽は、もともと藩政期から商人・職人など生業的職業の

世界に近く、廃藩後、主としてこうした生業に生活の糧を見出していったから、商人の輩出率が他層より格段に高く、公務職の輩出率は低かった。もっとも、足軽層その他の微禄層でも、藩の知的な業務の場合は少なくなかったから、子息も知的雰囲気のかなかで育ち、(輩出率は低い)高等教育機関に進み、近代社会のリーダーに育った事例は実数からすれば少なくなかったのである。そして公務職に就いた者は、表Ⅱ-3では商人になった数ほどには匹敵しないが、表に含まれない軍の下士官、官の雇員、石川県の巡査や小学校教員などを含めれば、商人数を超える可能性はあるだろう。いずれにしてもどの藩においてもこの下級武士層が最も多かったから、下級武士が近代日本のリーダーになっていったというイメージは、一方では根拠がないわけではないが、他方で理解をミスリードさせる要因にもなるであろう。

## V おわりに

以上は、従来の研究と同様、たんに一つの藩を対象とした事例分析にすぎない。明治維新を中心に推進した西南雄藩の場合はまた異なった様相があったかもしれない。しかし多くの藩は政治的には佐幕派と倒幕派の間で揺れ動いた加賀藩に近いものだったし、なによりも大藩を対象とした網羅的な分析ゆえに、以上の分析はある程度の一般性をもちえているのではないかと思われる。以下、およそ1890年代を対象とした加賀藩武士の行方に関するこれまでの考察をまとめておこう。

すでに1890年頃には、少なくとも2割程度の士族が市外・県外に流出しており、まだ極端な格差ではなかったにしても、上級武士ほど流出速度が大きかった形跡がある。

禄高階層別の特徴については、切米取・扶持米取を中心とする実収換算で40石未満に相当する足軽など微禄層は母数が多いためどの職種にも多く転換していったが、輩出率でみると商人などの生業の世界へ転職する割合が高く、軍人(将校)・文官等の公務職は上層より低かった。そしてその上の40石以上300石未満の旧中級武士層が公務職の輩出率が最も高かった。もともと中堅的幹部行政職・軍事指揮官であった中級武士として当然の転身先であったろうし、最上級武士とは異なって自力による立身に迫られたことは、彼らの生活態度を規律化させることにもなったと思われる。300石以上の上級武士層については、まず万石以上の旧家老層は高学歴を積んだ学歴エリートや実業家として活躍した者が少なくなかったが、他方支出がかさみ債務不履行に陥った者も現れた。しかし彼らの大部分は1900年に男爵になってもおり、旧藩主前田侯爵家その他の支援により、高格の神社宮司や会社役員、前田家家令などに就任して、ほとんどの者は生活面での体面を保っていた。他方で万石未満の上級武士は、一部は中級武士と同様に公務職ないしエリート層に転身したが、一方で明治期以降の消息が不明な者が少なくなく、かつての地位に対応した格式や生活習慣を引きずりつつ各方面からの支援も受けられないまま行き場がなくなった(無職の)者も多かったと推測される。

こうして加賀藩の事例からは、前掲、園田英弘ほか『士族の歴史社会学的研究』が提示する仮

説のように、「明治維新により上位の者が没落し、代わって下級武士が社会のリーダーになっていった」という通説を否定して、「かつての上級武士層が学校を利用して近代セクターの高いポストに到達している」とか「学歴エリートに転化したのはかつての上級武士層が多」かったとは単純に整理できない<sup>121</sup>。通説も園田ほか説も一面では妥当するが全面的には妥当せず、事態はもう少し複雑なようであった。

さらに、多くの武士が官吏・教員・巡査等の公務職に転身していった点は従来から指摘されてきたことであるし、その内部でも大きな格差があったことはよく知られている<sup>122</sup>。官吏の階級・身分からは、奏任官以上の高等官と判任官、さらに官吏ではないそれ以下の雇員などに分けられ、市町村吏の内部も大きな階層性があった。本稿では、前者を武官と文官、県官吏の文官などに分けて検討し、後者は金沢市吏について書記とそれ以下の雇などに分けて検討した。その結果、多少の多様性はあるものの、上記のような旧禄高階層別輩出率の特徴はいずれの区分についても概ねあてはまることがわかった。

以上のような士族の動向を概観すると、まず武士階級が解体され、個々には大きな変動を伴い、藩政期の序列秩序が崩壊していくという面はたしかにみられた。世襲制がなくなり、所得についての変動はかなり激しいものがあったから、個々の収支のあり方は大きく変化し、万石以上層でさえ債務不履行になる者もあらわれた。しかし他方で、藩政期との強い連続性という視点ぬきには、明治期の士族のあり方を理解することは到底できないこともわかる。表向きの制度は変わっても、人々の生活様式はすぐには変えにくいからである。こうして全体として、ヒエラルキーの解体が進む一方で、簡単には全面解体とはならず、従来のヒエラルキーを基礎とした混沌が生まれつつあったといえよう。

さてこのような士族研究は、明治期を中心とする近代日本社会の特質究明といった社会史ないし社会経済史的な意義のみならず、現時点でみれば、政治体制が急激に変わり、軍の解体や市場経済への全面移行に迫られた際に、大量の官公吏・軍人などをどう処遇すべきかという現代的な問題にも繋がるかもしれない。そうした点を念頭におきつつ、本稿の含意をさらに整理すれば、第一に多くの下級士族が商業などの生業にスムーズに就業できたとすれば、やはりそれは藩末までの市場経済の高度な発展が重要な前提となっていたことがあらためて指摘しうる。また最上層のごく一部を除いて所有資産からの不労所得によって徒食しうる者はおらず、ほとんどが何らかの就業によって生計を維持することが必要となっていた。したがって、どのように各個人が様々な職種の就業者に移行するかが重要となるが、本稿からは、それまでの生活環境の文化的伝統や経験に親和的な職種・業務に向かうことが最も一般的で抵抗のない円滑な道であったといえよう。この点で、それを促進するようなたとえば経済的負担を回避しうる学校の官費制度や育英制度は重要な役割を果たしたものと思われる。さらに各職種への輩出率は偏りがみられるものの、どの層からも人材を輩出していたといえる。これは各職種への道に制度的な障壁が少なかったことを意味しているかもしれない。

\*本稿は、2007～08年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））課題番号19530319による研究成果の一部である。

## 注

- 1 なお、園田英弘『西洋化の構造』（思文閣出版、1993年）第Ⅱ部第2章「郡県の武士」も重要な関連研究である。
- 2 『教育社会学研究』第73集（2003年）所収。なお、磯田道史『武士の家計簿』（新潮社、2003年）は、加賀藩御算用者猪山家一族の近代の行方について、若干の事例を紹介している。
- 3 ただし同論文では、小者も卒・士族に編入されたとか、卒がすべて士族に編入されたといった誤った認識（後述）で輩出率を検討しており、表2の「加賀藩士」等の内訳に問題がある。もっともその点を修正しても同論文の結論は基本的に変わらない。
- 4 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、2003年）14頁。
- 5 前掲、磯田『近世大名家臣団の社会構造』。
- 6 『加越能文庫解説目録』上巻（金沢市立図書館、1975年）309頁。
- 7 『金沢市史』通史編近世（2005年）285頁。以下、同書、第2編第2章（木越隆三執筆）などによる。
- 8 前掲、磯田『近世大名家臣団の社会構造』160頁。
- 9 木越隆三「武家奉公人の社会的地位」（J. F. モリス・白川部達夫・高野信治編『近世社会と知行制』思文閣、1999年、所収）159頁。
- 10 『金沢市史』通史編近世、281～282頁。
- 11 『金沢市史』通史編近世、281～285、314頁。一般に足軽と中間小者は武家奉公人として一括されがちであるが、木越隆三は加賀藩の足軽と小者の身分格差を強調している。
- 12 『金沢市史』通史編近世、284頁、前掲、木越「武家奉公人の社会的地位」。
- 13 これらの点は、磯田『近世大名家臣団の社会構造』でも強調されている点である。
- 14 以上、前掲、木越「武家奉公人の社会的地位」161頁、奥田晴樹「金沢の士族と授産事業」（橋本哲哉編『近代日本の地方都市』日本経済評論社、2006年、所収）75頁。直属の中間・小者は卒になれなかった。
- 15 なお、1873年の士族数には、72年のデータに含まれない約80人と推定される能登国の士族が含まれている。
- 16 これは、日置謙編『加能郷土辞彙』（金沢文化協会、1942年）の誤りに由来しているようである。同書「士族」の項には、「後明治五年正月卒族を廃し、挙げて士族に編入することになった」とある。『改訂増補加能郷土辞彙』（北国新聞社、1956年）も同様。
- 17 『石川県史料』第2巻（石川県立図書館、1972年）128頁。
- 18 落合弘樹『秩禄処分』（中央公論新社、1999年）104～105頁。
- 19 前掲、木越論文、160頁。1871年の禄高は、古川脩編著『加賀藩士人別帳』上巻（私家版、1997年）による。
- 20 この一覧は、前掲『加越能文庫解説目録』上巻、所収の「先祖由緒并一類附帳」1-288頁。「先祖由緒帳」の現物は金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫所蔵。
- 21 『加越能文庫解説目録』上巻、『藩士人別帳』ともに、11,761点を掲載したとしているが、実際はともに11,760人分しか掲載していない。
- 22 ただし1万石以上家臣では奥村栄滋（1万7千石）のみが記載されておらず、欠落の一部は同家の陪臣層かもしれない。また『加越能文庫解説目録』上巻および『藩士人別帳』は、1870年頃士族卒族あわせて1万7千余戸だったから約3分の1を欠いているとしているが、のちに平民に編入される下級者まで全員提出したか明らかでなく、欠落割合はもう少し小さい可能性がある。
- 23 磯田『近世大名家臣団の社会構造』第7章。
- 24 平均生年についてt検定を行ったところ、知行取と切米取でも切米取と扶持米取でも有意な差はなかつ

- た。これは俸禄制別であるが、禄高階層別でも変わらない。たとえば40俵未満の切米取4,911人の平均生年は1837.7年、500石以上知行取200人のそれは1836.9年であった。これのt検定でも有意な差はない。
- 25 この名簿の士族の在籍町別分布は、前掲、奥田「金沢の士族と授産事業」93~100頁。なお本稿で士族という場合、士族戸主をさすことが多いが、一々ことわらない。
- 26 前掲、園田ほか『士族の歴史社会学的研究』53頁以下を参照。それ以前の分家は当然士族となる。
- 27 前掲、磯田『近世大名家臣団の社会構造』第3章、清末藩士の養子の分析を参照。
- 28 『石川県史』第2篇(1939年)1,052頁によれば、士人の草高千石以下百石以上の者には、3分の1を加賀米、3分の2を能越米で支給し、加賀米は免三ツ六歩、能越米は免四ツ一歩であるから、平均免は3分の1.18(39.3%)であった。1俵0.5石については、前掲、磯田『武士の家計簿』52頁。
- 29 1人扶持は1日5合の計算で支給されるが、加賀藩では、1年360日として1人扶持1石8斗の積算であったものを、1870年2月に、1年365.4日として1石8斗2升6合2勺5才に変更している(『石川県史』第2篇,1,050頁)。
- 30 この資料の分析としては、拙稿「近代日本における地方都市商人層の動態—明治中期、金沢市の事例から—」(神奈川大学『商経論叢』40巻1号,2004年)を参照されたい。
- 31 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- 32 前掲、奥田「金沢の士族と授産事業」99頁。ただしこの間に約150人減少したとあるのは誤り。
- 33 野田山墓地は、藩主前田家の墓所などもある藩政期以来の同市最大の墓地。
- 34 小山隆「士族の地域的移動傾向に就いて」(『季刊社会学』2輯,1931年)108~109頁。
- 35 なお「1890年士族名簿」の旧禄判明者と『藩士人別帳』の俸禄制割合や100石以上知行取実取相当者の割合の変化要因は、転籍ばかりでなく、前述のように極端ではないが『藩士人別帳』において俸禄制(ないしそれを反映した実取高)によって年齢層が若干相違している(知行取がやや年齢が高く、次いで扶持米取、切米取の順)ことも考えられる。明治初年頃作成の『藩士人別帳』と「1890年士族名簿」で氏名が対応できない場合の最大の要因は、その間の代替わりであろう。そうすると、平均的に最も若い(低実取高の)切米取層が1890年までに代替わりが少なく、両資料間で対応可能になりやすいが、それと符合するように両資料間で若干比重を高めたのが切米取であったことは興味深い点ではある。
- 36 早川千吉郎・小倉正恒とともに加賀藩士家の出身。「1890年士族名簿」に現れる早川は1890~99年に大蔵官僚を務めており、「官吏」に分類しているが、小倉は父の正路(裁判所判事)がこの名簿に記載されている。
- 37 たとえば、千石以上51人のうち商人2人であるから、その輩出率は3.9%(2/52)。
- 38 このほかに附箋がはずれて復元できないものが110人分ある。
- 39 『金沢市史』通史編近代(2006年)51頁(新本欣吾執筆)。
- 40 「屯田兵ニ転ス」などと記したものの11人も「市外転出(無職)」に入れた。その他に職業名や転出理由を記したものはない。しかし他の資料から、県官吏等という職業がわかる場合もある。
- 41 前掲、園田「郡県の武士」183~184頁では、1881年における全国の官職保有士族の比率は23%と算出している。ただしこの場合、分母は士族戸数に対して分子は士族戸主以外を含む。そして分母を士族の労働可能人口(男子のみ)に広げれば、6分の1程度(16~17%)になると見積もっている。本稿の公務職輩出率1割強は、分母・分子とも士族戸主であり、また公務職のすべてをカバーしていない点や調査漏れを考慮すると、両者にそれほど大きな懸隔があるとは思われない。
- 42 ちなみに北海道への転出者のうち、転出先が屯田兵入植地である釧路国厚岸郡(太田村)であったり「屯田兵ニ行ク」などと記され、屯田兵となったはずの者は25人いる。その禄高内訳は、不明21人、160石1人、11俵・15俵・5人扶持各1人で、実数では旧下級武士が多かったかもしれない。しかし禄高不明の中には1890年6月まで瓢箪町尋常小学校長を務めていた者もあり、ここでも輩出率は中層以上の方が高い可能性がある。また北海道全体ではサンプルは少ないものやはり中上層の輩出率の方が高い。
- 43 1898年の同市本籍人口98,383人のうち士族人口は34,221人(35%)、戸主人口は28,938人。安田浩

- 「第一次世界大戦前後の金沢市の行財政と政治状況」(大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究』日本評論社, 2003年, 所収) 287頁, 表2-20。
- 44 ただし「商業者交名簿」には若干の行商人も含まれている。
- 45 知行取の換算石高と商業税の等級(1等が最大規模)の相関係数は,  $-0.066$ 。
- 46 なお表II-3で, 最高禄高の商業者は5,000石の重臣多賀直春(1846年生・小間物商・16等)である。続く高禄者は, 溝口勝行(1,000石・1842年生・質屋・1894年12等), 篠原一三郎(850石・1842年生・米宿等・1894年9等)などと, 最高禄者層は商業規模もたしかに零細とはいえないが, 500石未満になると零細商人も現れる。
- 47  $\chi^2$ 検定によって士族と士族以外の開廃業率差の有意性をみると, 1894年(飲食店等を含まない)の開廃業率は有意でないが, その他はすべて1%水準で有意であった。
- 48 前掲, 拙稿「近代日本における地方都市商人層の動態—明治中期, 金沢市の事例から—」では, 同じ資料を使って女性営業者の開廃業率が高く, 経営が不安定だったことを指摘した。
- 49 また, 商業以外にも割合は少ないが専門職・企業家などに転身していった者の存在や, 官公吏の世界内部の大きな格差を考慮すると, 前掲, 園田「郡県の武士」のように, 官職保有者とそれ以外に二分して「旧武士層が郡県の武士と没落武士に, 二極分解していった」(186頁)とされる点は, いささか違和感をもつ。
- 50 前掲, 園田「郡県の武士」172頁。
- 51 貸座敷業者の名簿はないが, 貸座敷業者とみられる者は1888年の同市300円以上所得者495人のうち12人, 1901年500円以上所得者911人の中に23人存在した。そのうち1888年に士族の妻とみられる者が1人いるだけで, その他に士族とみられる者は皆無であった(所得者名簿は, 北村勝三編『時事提要』1889年, 桜井外次郎編著「金沢紳士鑑」1902年〔『写真集明治大正昭和金沢』国書刊行会, 1978年, 巻末所収の写本版を利用した)。
- 52 『人事興信録』第6版(1921年)による。
- 53 拙稿「金沢市 明治中後期の経済構造と行財政」(前掲, 大石・金澤編著『近代日本都市史研究』所収)。
- 54 北島信厚は, のちの慶應義塾大学医学部教授・日本医師会会長北島多一の父(『大衆人事録』第14版, 「東京」の部, 1942年)。
- 55 桑木崇台やその三男桑木崇明については, 桑木崇秀編著『父陸軍中將桑木崇明とその兄達』(展転社, 2003年)を参照。
- 56 広田照幸『陸軍将校の教育社会史』(世織書房, 1997年)第I部。
- 57 前掲, 広田『陸軍将校の教育社会史』48~51頁。
- 58 以下, 岩倉正雄『思い出の記』(私家版, 1956年), 川瀬一馬編『続読書清興』(岩倉規夫遺稿集, 汲古書院, 1991年)などによる。与力は, 前述のように御昵近(御目見)以上の平士のすぐ下の士分である。幕末期与力の生活・教育環境については, 江森一郎・竹松幸香「加賀藩与力, 中村豫卿の学習・教育環境と文化サークル」(『金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学編)』46号, 1997年)が参考になる。
- 59 安達二十三の出生地は, 東京とも石川県ともいわれており, また加賀藩士家の出身であることもあまり知られていないようであるが, 祖父安達幸之助(松太郎の父)は, 加賀藩・藩校教授などを務め, のち藩命により京都に出て大村益次郎に従い, 1869年益次郎が賊に襲われた際, 益次郎とともに討たれ没した。祖母安達安子(幸之助の妻)も幸之助の死後, 京都府女学校教員や東京女子高等師範学校舎監などとして名を残している(石川県教育会金沢支会編『金沢市教育史稿』1919年, 412-413頁, 前掲, 磯田『武士の家計簿』151-155頁)。
- 60 小松茂朗『愛の統率 安達二十三』(光人社, 1989年)10頁。
- 61 前掲, 広田『陸軍将校の教育社会史』52~54頁。
- 62 以下, 前田侯爵家による育英事業については, 『前田利為』(前田利為侯伝記編纂委員会, 1986年)493



- ～518頁による。育英社は1896年には富山県も事業範囲に拡充している。
- 63 前掲、広田『陸軍将校の教育社会史』83頁。
- 64 ただし一部に1880年代半ばと1897年を含む。
- 65 表Ⅲ-7の注の准判任は早川随勝（早川千吉郎の伯父、1827年生、110石）で1880年代半ばに海軍省会計局主計部・御用掛。
- 66 幕末期加賀藩士の子弟教育について検討した江森一郎は、近代の能力主義に対応できたのは中級武士層だったことを示唆している。江森『「勉強」時代の幕あけ』（平凡社、1990年）第Ⅲ章、同『体罰の社会史』（新曜社、1989年）第Ⅱ章第2節。
- 67  $\chi^2$ 検定によると5%水準でも有意でない。
- 68 これらの中にはユニークな著名人が多く含まれる。主な顔ぶれは、河合十太郎・横地石太郎・森外三郎・戸水寛人・竹島慶四郎（内務官僚）・井上友一（内務官僚・東京府知事）・早川千吉郎（大蔵官僚・三井合名副理事長）・河村善益（大審院判事・関西大学長）・藤岡作太郎（東京帝大助教授・国文学者）らであるが、河合十太郎は三高教授や京都帝大教授などを歴任した数学者で、ヤミの食糧を拒否して餓死したとされる。横地石太郎は山口高商校長などを歴任した化学者で、夏日漱石『坊っちゃん』の赤シャツのモデルとされる。森外三郎は三高校長・学習院教授などを歴任した数学者で、近年も竹田篤司『明治人の教養』（文春新書、2002年）や養老孟司『バカの壁』（新潮新書、2003年）などで評価されている教育者。戸水寛人は東京帝大教授の法学者で、日露戦争開始時に「七博士意見書」を出して強硬な主戦論を唱えた。
- 69 この3名は、今枝直規（1万4千石・1870年生・帝国大学農科大学卒・農商務省営林主事）、奥田頼太郎（65石・1857年生・石川専門学校卒・第四高等中学校助教諭）、石田鼎（25俵・1865年生・石川専門学校卒・第四高等中学校助教諭）。
- 70 『人事興信録』第6版（1921年）、「小島伊左美」の項などによる。
- 71 ただし石川県官吏は1885～96年。
- 72 官吏と県官吏（判任官以上）、石川県官吏と他府県官吏の平均生年についてt検定を行うと、ともに1%水準で有意の差があった。ただし官吏と他府県官吏の平均生年については有意でなかった。
- 73 ただし富山県官吏と石川県官吏の平均生年についてt検定を行うと、5%水準で有意な差があった。
- 74 県内外と知行取／切米取扶持米取の関連性は、 $\chi^2$ 検定により5%水準で有意であり、巡査など判任待遇を含む「その他」を除いても、10%水準で有意であった。
- 75 久田督（1858年生）は、1896年頃福井県尋常中学校校長で理学士であった。のち石川県立第一中学校長や石川県立工業学校校長も歴任する。浅井郁太郎も1896年頃札幌尋常中学校校長で理学士だった。
- 76 ただし石川県官吏の中には県知事のような他府県出身の内務官僚もあり、彼らは任地を転ずる度に律儀に転籍の手続きをしていた者がいた。しかし石川県官吏の中でこのような者はむしろ例外的である。
- 77 牛村は1894年頃には農商務省農事試験場宮城支場長（技師・年俸800円）に転任している。
- 78 同様に1901年の金沢市所得上位の県官吏を調べてみたが、旧禄高が判明しないケースが増加し、ヒエラルキーが変化したかは明らかでない。
- 79 「1890年士族名簿」には、他市吏員（大阪市中高等学校助教諭）が1名判明するが、ここでは除外した。
- 80 1万7千石の家老で1898年に第3代市長になった奥村栄滋を除いて、高禄の市吏の例をあげると、3千石の大家であった前田孝央が1890年以降書記を務めているほか、500石の村上守明・高島外次郎がそれぞれ使丁・書記になっている。
- 81 ただし石川県吏員と金沢市吏員の平均生年についてt検定を行うと、有意な差はなかった。
- 82 以上、前掲、拙稿「金沢市 明治中後期の経済構造と行財政」、および『金沢市史』通史編3近代（2006年）第2章第1節（筆者執筆）を参照。
- 83 著名な藩医として、加賀藩主お抱えの侍医・江間三吉（1836年生、200石、婿養子の医師江間謙治の1888年所得額918円）や、高峰讓吉の父高峰精一（1827年生、10人扶持、1888年所得額355円）、田中

- 信吾 (1837 年生, 10 人扶持, 1888 年所得額 1932 円, 私立尾山病院長などを歴任) などの名がみえる。江間三吉については, 小林弘子『加賀藩医江間三吉』(橋本確文堂, 2004 年) を参照。
- 84 藩医についての近年の研究として, 海原亮「藩医」(森下徹編『武士の周縁に生きる』吉川弘文館, 2007 年, 所収) が参考になる。
- 85 伊東愛敬 (1865 年生, 230 石)・平松誠一 (1849 年生, 150 石) など。
- 86 1890 年代に金沢代言人会長・同弁護士会長を務めた河合成一の長男東太郎 (1883 年生) は京都帝大医科卒後, 著名な医師になり, 岩原孝興の長男謙三 (1865 年生) は三井物産常務・小野田セメント取締役などを務めた。
- 87 前掲, 拙稿「金沢市 明治中後期の経済構造と行財政」244 頁, 表 2—7 で, 1888 年の同じ資料による分析を行ったが, その後の調査で石川県士族であることが判明した者が大幅に増加した。これは「1890 年士族名簿」が利用できるようになったためである。
- 88 前注 43 参照。
- 89 また 1901 年には, 公務職の俸給が 1890 年代から横ばいであったために, 500 円以上所得者に占める公務職の比重はかなり低下し, 官吏・県官吏・陸軍将校などに就いていた士族公務職の比重も 1888 年より下がったことにまちがいない。
- 90 以下, 前田家編輯方編「旧藩士本多政以等万石以上十二家祖先以来事蹟 明治三十三年二月十日宮内省江進達之草稿」(金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫蔵, 以下「旧藩士本多政以等万石以上十二家祖先以来事蹟」と略す), 『授爵録 明治卅三年 宗秩寮』(宮内庁書陵部所蔵), 『人事興信録』『職員録 甲』などによる。「旧藩士本多政以等万石以上十二家祖先以来事蹟」と『授爵録』の記述は, 1900 年に旧万石以上家老に男爵を叙爵する際に宮内省が調査を依頼したものである。
- 91 伝記として, 和田文次郎『男爵本多政以君伝』(葵園会, 1924 年) がある。以下, 年齢は数え年。
- 92 前掲, 江森『勉強』時代の幕あけ』213 頁。
- 93 以下, 1900 年頃の各家資産額や職業, 生活状況などは, 前掲『授爵録』による。
- 94 前掲, 和田『男爵本多政以君伝』52 頁によれば, 「本多男爵の工場で造られたものは, 非常に品質が良かったのであるといふのは, 本多家で悪い物を造つたと言はれると困るから, 利益を第二としてやられたやうである。それで余り利益もなかつたやうで, 平尾君〔旧家臣で工場長—引用者〕が大変困つて居たことがあつた」という。
- 95 『北国新聞』1936 年 5 月 27 日, 「貴族院議員男爵本多政樹氏」。とはいえ 1936 年時点でもなお葵機業場は高級絹織工場として本多家のもとで操業している。
- 96 1888 年の第 1 位は横山隆平 (能美郡西尾村, 24,632 円), 1901 年の第 1 位は横山隆平 (金沢市, 20,183 円), 第 2 位は横山隆興 (隆平の叔父, 金沢市, 17,069 円) である。注 51 の資料による。
- 97 『歴年官等俸給及定員表 明治二十六年』(内閣書記官室記録課, 1894 年) など。その後もあまり増額されず, 1917 年に尾山神社宮司だった前田孝 (後述) は年 490 円 (手当を含む) であった (『石川県職員録』1917 年 10 月 1 日現在)。
- 98 前掲, 前田家編輯方編「旧藩士本多政以等万石以上十二家祖先以来事蹟」。
- 99 前掲, 井上好人「金沢一中卒業生からみた旧加賀藩士族の社会移動」表 1 の①も参照。
- 100 以下, 「男爵前田直行」『起居録』(前田土佐守家資料館だより) 7 号 (2004 年), 「幕末維新期の加賀藩と前田土佐守家」同 9 号 (2004 年) による。年齢は数え年。
- 101 『人事興信録』第 6 版 (1921 年) などによる。
- 102 『金沢市教育史稿』655 頁, 『加能郷土辞彙』, 前掲, 前田家編輯方編「旧藩士本多政以等万石以上十二家祖先以来事蹟」。
- 103 1900 年に旧万石以上家老に男爵を授ける際の資産調査でも, 全国で 50 家の候補者 (加賀藩の 12 家を含む) のうち, 無職および職業欄無記入の者がじつに 23 家も存在していた (ただし若干の若年者を含む。前掲『授爵録』による)。
- 104 このあたりの事情については, 浅見雅男『華族たちの近代』(NTT 出版, 1999 年) 第 2 章が詳しい。

- 105 全国レベルでは、諸侯の1万石以上家臣で1900年当時年収500円以上という条件を満たさなかったために華族になれなかった者は、67名中15名いたから（前掲、浅見『華族たちの近代』49頁）、このようなケースは多数派ではないにしろ、必ずしも例外的とはいえないであろう。
- 106 以下、同新聞、1903年11月11日・11月12日・11月13日、1904年3月31日・4月6日・4月8日による。
- 107 前掲、浅見『華族たちの近代』86頁。
- 108 原田泰は、1900年頃の1万円は、1人当たりGDPの倍率で換算すると、近年の7億円にも相当するとして、この下賜金の高額さを強調している（原田『日本国の原則』日本経済新聞出版社、2007年、33頁）。
- 109 西永公平・河合成一は、ともに金沢弁護士会長や金沢市議などを歴任している。
- 110 先の1900年万石以上家老調査において、他藩旧家老でも旧藩主や旧陪臣の支援を受けている例がみられるし、神社宮司等神職も4名存在していた。
- 111 以下は、篠原一宏・篠原美和子『篠原出羽守家代々記』（2007年）による。
- 112 たとえば、のち陸軍少将になった岩倉正雄は、通学したのは自宅近くの金沢小学校ではなく、「父が附属を選んだのは恐らく附属は月謝を取らなかつたからであろう」としているし（前掲、岩倉『思い出の記』11頁）、のちの陸軍大将・首相の林銑十郎も富山県郡吏を務めていた父親が手許を離して彼を金沢の尋常師範学校附属小学校に通学させたのは、「おそらく経済的理由が主ではないか」とされる（宮村三郎『林銑十郎』原書房、1972年、7頁）。
- 113 ちなみに、山本敏子「日本における〈近代家族〉の誕生」『日本の教育史学』34集（1991年）は、明治中期頃（日清戦争前後）における士族層を中心とした都市中産階級の家（夫婦とも中等教育を受け、戸主は俸給生活者）が日本における「近代家族」の誕生であるという主張している。前掲、園田ほか『士族の歴史社会学的研究』174頁も参照。
- 114 金沢大学創立50周年記念展示実行委員会ほか『蔵書展金沢大学の源流』（1999年）1～2頁、『金沢市教育史稿』580頁、日置謙編『改訂増補加能郷土辞彙』（北国新聞社、1956年）668頁などによる。「成瀬主税日記」は金沢大学附属図書館所蔵。
- 115 他にこのような例として、九里歩（1812-1892、1,200石、茶人、宗和流家元）が見出される（前掲『実録石川県史』107頁）。
- 116 『大衆人事録』第14版（1943年）など。
- 117 『人事興信録』第2版（1908年）など。
- 118 前掲、江森『「勉強」時代の幕あけ』216頁。
- 119 たとえば小倉正恒の祖父永政は、4,300石を領する人持組の大身西尾家の家老であったが、1867年に主が代替わりし讒誣する者があって隠居し、後を継いだ正路も維新の変革により西尾家を去り縁を絶っている（小倉正恒伝記編纂会編『小倉正恒』1965年、29頁）。一方、西尾家当主のその後の情報は得られていない（表Ⅳ-1参照）。
- 120 井上好人は、他県などへの移動した者は没落したのではなく、むしろ文官や軍人などに就職できた者ほど大都市に移動したと主張する（前掲、井上「金沢一中卒業生からみた旧加賀藩士族の社会移動」10・21頁）。しかし籍を他所に移した場合を別とすれば、文官や将校は名簿類でそうした地位が判明するが、この層はそのような者が少ないのである。
- 121 同書、259頁。
- 122 たとえば、水谷三公『官僚の風貌』（中央公論新社、1999年）、前掲、園田「郡県の武士」193頁。